

第2次 いのちを支える日立市自殺対策計画 〈素案〉

令和7年度～令和11年度
(2025～2029)

令和7(2025)年3月
日立市

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 策定の目的.....	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
第 2 章 本市における自殺の現状と課題	3
1 統計からみる本市の現状.....	3
2 市民アンケート調査の結果（概要）	13
3 第 1 次計画の評価指標の達成状況.....	19
4 本市の課題と方向性.....	20
第 3 章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念.....	21
2 基本認識.....	22
3 基本方針.....	23
第 4 章 施策の体系と取組	27
1 基本施策.....	28
2 重点対象.....	42
3 生きる支援の関連取組.....	57
第 5 章 推進体制	67
1 推進体制.....	67
2 進行管理.....	68
3 数値目標.....	69
4 評価指標.....	70

第1章 計画の概要

1 策定の目的

我が国の自殺対策は、平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定され、それまで「個人の問題」と捉えられがちであった自殺が、広く「社会の問題」と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大以降、中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2（2020）年には女性や小中高生の自殺者数が増加し、総数においては11年ぶりに前年を上回りました。令和4（2022）年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。また、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、依然としてG7各国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超える水準で推移していることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

このような中、自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が令和4（2022）年に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進を新たに追加するなど、自殺対策を推進しています。

本市においても、令和2（2020）年に策定した「いのちを支える日立市自殺対策計画」に基づき、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進しているところです。この度、計画が令和6（2024）年度を持って満了となることから、新たな計画を策定するものです。

2 計画期間

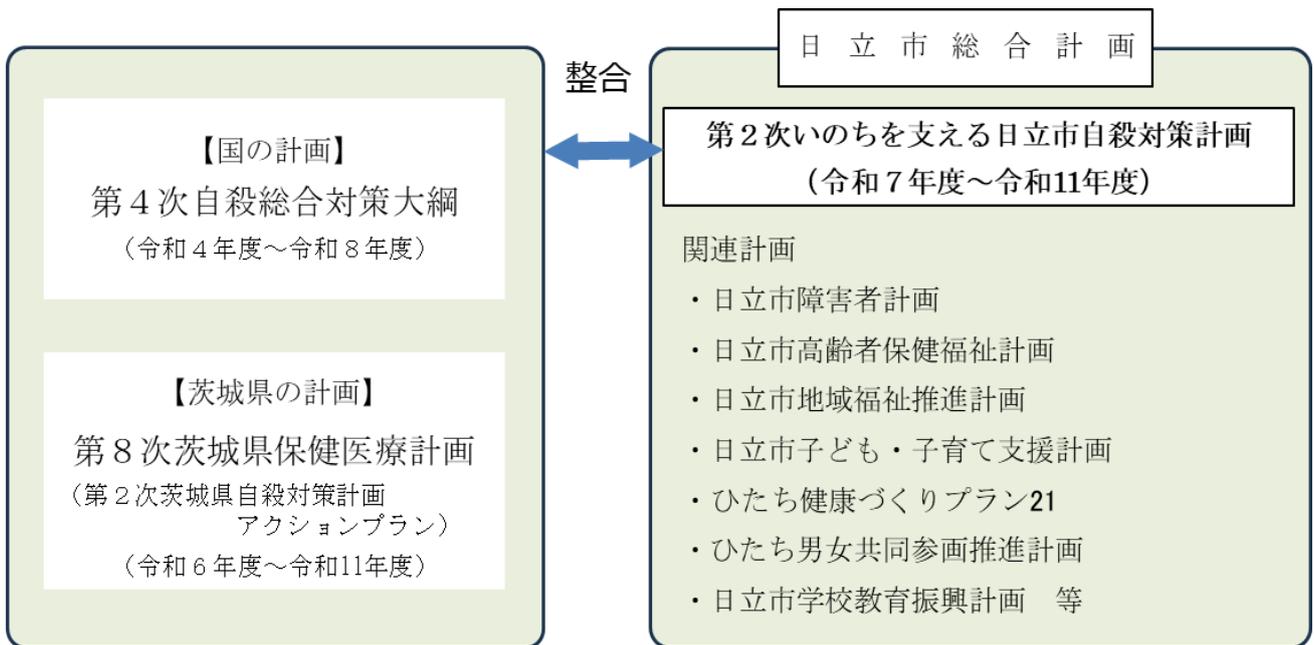
国の自殺対策の指針である大綱がおおむね5年ごとに改定されているため、本計画についても令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

年度	令和2 (2021)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
計画	日立市自殺対策計画（第1次）					日立市自殺対策計画（第2次）				

3 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく「市町村自殺対策計画」として、本市の状況に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定める計画であり、本市の「日立市総合計画」を上位計画とし、「日立市障害者計画」、「日立市高齢者保健福祉計画」、「日立市地域福祉推進計画」、「日立市子ども・子育て支援計画」、「ひたち健康づくりプラン21」等の関連計画や、国の大綱及び茨城県の「第8次茨城県保健医療計画（第2次茨城県自殺対策計画アクションプラン）」と整合性を図ります。



SDGs との関係

本市の自殺対策では、各種取組状況等を踏まえ、SDGsの17の目標のうち「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」の8つの目標の達成に本計画が寄与することを念頭に置き、施策の検討や具体的な取組を進めていくこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 本市における自殺の現状と課題

1 本市の現状

○自殺実態の分析にあたって

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」を使用しています。

*人口動態統計…日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点の計上によるものです。

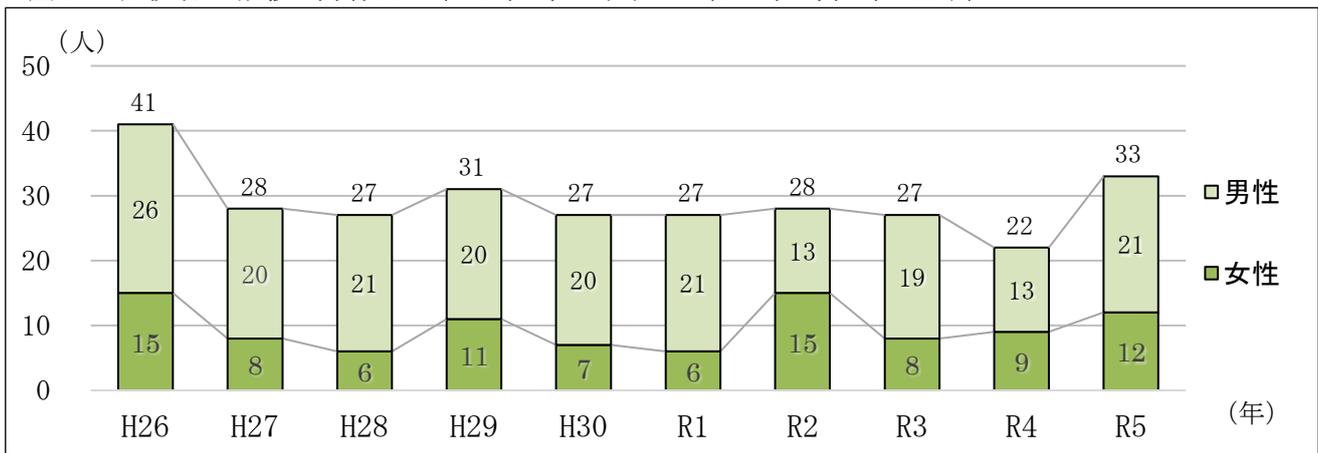
*地域における自殺の基礎資料…総人口(日本における外国人も含む)を対象とし、警察庁より提供を受けたデータに基づいて厚生労働省が集計を行っています。集計の方法として、「住居地」、「発見地」、「自殺日」、「発見日」があり、本章の分析には、「住居地」と「自殺日」の値を参照しました。

*地域自殺実態プロファイル…自殺総合対策推進センターにおいて、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域の自殺実態を示した統計資料であり、総人口(日本における外国人も含む)を対象とし、住所地・自殺日の計上によるものです。

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

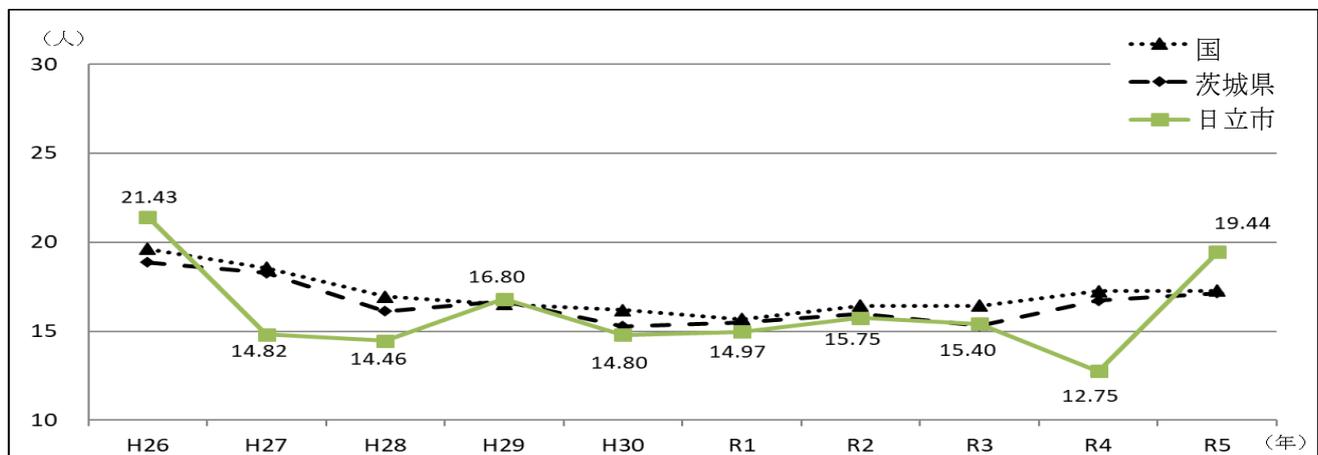
本市の自殺者数と自殺死亡率は、平成 27 (2015) 年以降横ばいが続き、令和 4 (2022) 年に一旦減少したものの、令和 5 (2023) 年に増加しました。また、男性の自殺者数が多い傾向にありますが、令和 2 (2020) 年は女性が多くなりました。

図1 自殺者の推移 (平成 26 (2014) 年～令和 5 (2023) 年) (日立市)



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図2 自殺死亡率の推移 (平成 26 (2014) 年～令和 5 (2023) 年) (国、茨城県、日立市)



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

表1 自殺死亡率と自殺者数の推移（平成26（2014）年～令和5（2023）年）
（国、茨城県、日立市）

（人）

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国	自殺死亡率	19.63	18.57	16.95	16.52	16.18	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27
	自殺者数	25,218	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723	21,657
茨城県	自殺死亡率	18.87	18.28	16.13	16.69	15.28	15.50	15.99	15.30	16.71	17.15
	自殺者数	565	545	479	494	451	455	467	445	483	494
日立市	自殺死亡率	21.43	14.82	14.46	16.80	14.80	14.97	15.75	15.40	12.75	19.44
	自殺者数	41	28	27	31	27	27	28	27	22	33

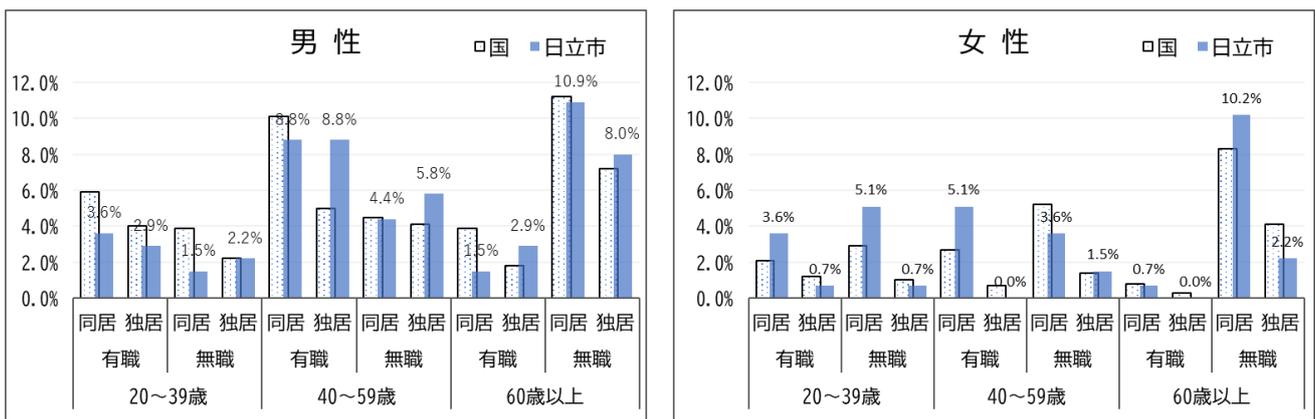
【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 性・年代・有職無職・同居独居別 自殺者の割合

本市の令和元年から令和5年までの自殺者137人を性・年代・有職無職・同居独居別に分けると、以下の特徴がありました。

- (ア) 男性・女性ともに、60歳以上の無職者の割合が高くなっています。
- (イ) 男性については、40～59歳の有職者で、家族との同居・独居ともに割合が高くなっています。
- (ウ) 女性については、全体に占める自殺者数は少ないものの、国と比べ特に20～39歳の無職で家族との同居、40歳～59歳の有職で家族との同居の割合が高くなっています。

図3 性・年代・有職無職・同居独居別 自殺者の割合
（令和元年～令和5年間の自殺者137人）（日立市）



【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

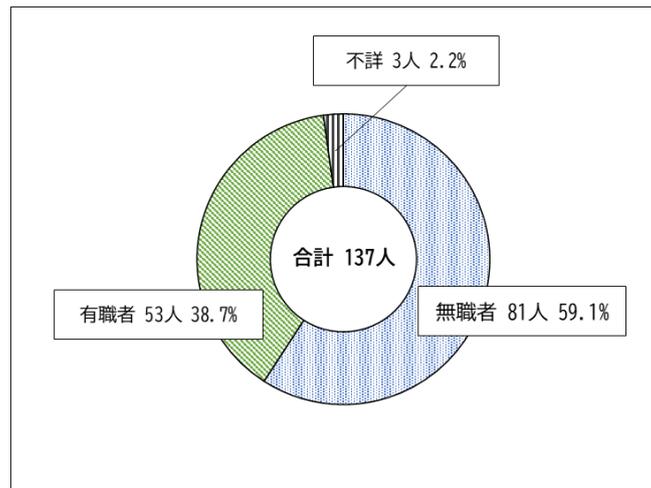
(3) 有職無職別自殺者数

本市の職業の有無別の自殺者数は、無職者が有職者の約 1.5 倍の状況となっています。

(図 4)

なお、国の平成 29 年から令和 3 年までのデータによると、有職者のうち「被雇用者・勤め人」が「自営業・家族従業者」の 6 倍となっています。(図 5)

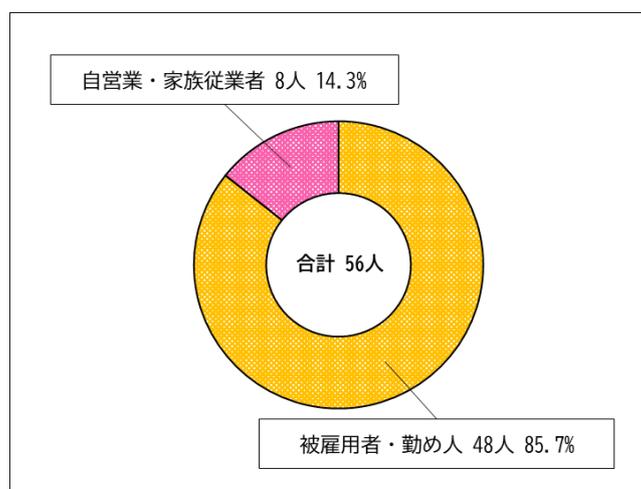
図 4 有職無職別自殺者数（令和元（2019）年～令和 5（2023）年合計）（日立市）



【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2024）」

図 5 有職者の内訳（平成 29（2017）年～令和 3（2021）年合計）（日立市）

国の統計では、令和 4 年から内訳を計上しなくなったため、平成 29 年から令和 3 年までの 5 年の合計とします。

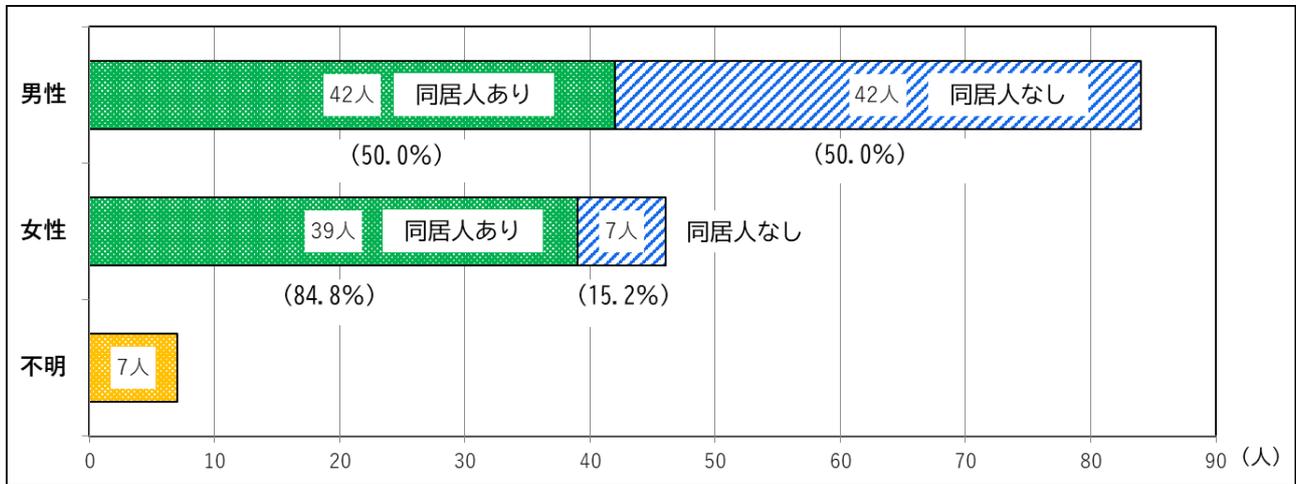


【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール（2024）」

(4) 同居独居別自殺者数

本市の自殺者を同居人の有無別に見ると、男性は半数、女性は8割以上に同居人がいる状況です。

図6 同居独居別自殺者数の内訳（令和元（2019）年～令和5（2023）年）（日立市）

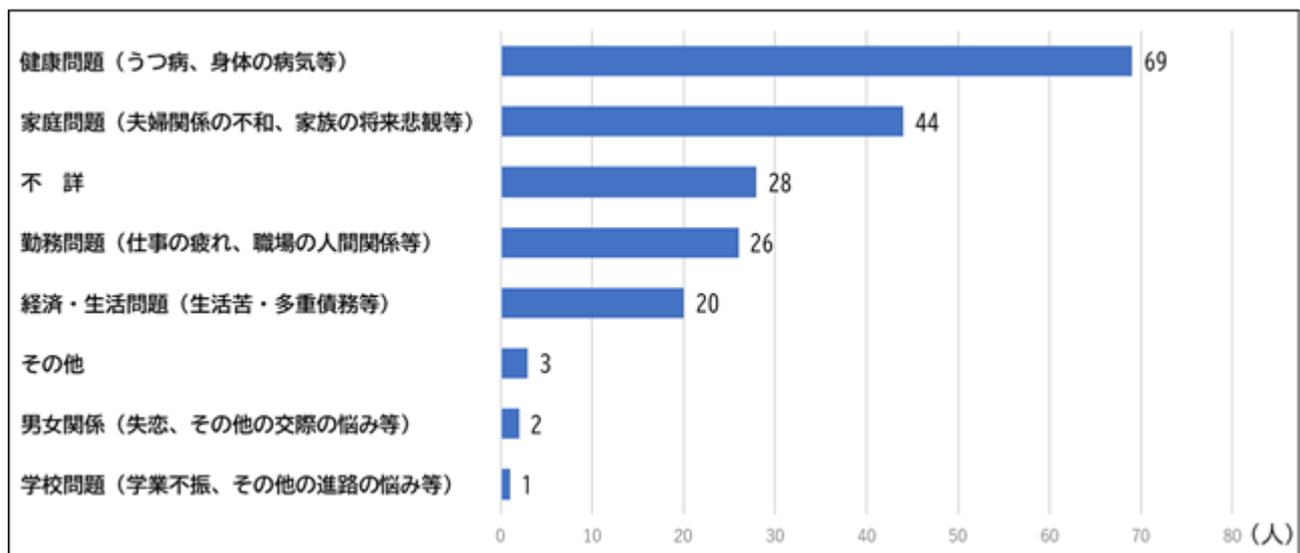


【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

(5) 原因・動機別の自殺者数

うつ病や身体の病気等の健康問題が多く、次いで夫婦関係の不和などの家庭問題が多くなっています。令和元年から令和5年までの5年間の累計は、健康問題が69人、家庭問題が44人、勤務問題が26人の順となっています。

図7 原因・動機別自殺者数（令和元（2019）年～令和5（2023）年）（日立市）



【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

(6) 本市の自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センターから提供された本市の自殺の特徴として、自殺者に占める割合が高いのは、「男性 60 歳以上・無職・同居」の区分となっています。

また、その背景にある主な自殺の危機経路の一例として、失業や退職からの生活苦に介護の悩みや疲れ、自身の身体疾患等が加わることにより、自殺に至るものとなっています。

その他、同センターから本市において推奨される重点パッケージ（地域の優先的な課題）として「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が示されています。

表2 日立市における主な自殺の特徴（令和元（2019）年～令和5（2023）年合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	15	10.9%	18.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:女性60歳以上無職同居	14	10.2%	11.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳有職独居	12	8.8%	64.3	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:男性40～59歳有職同居	12	8.8%	12.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み→うつ状態→自殺
5位:男性60歳以上無職独居	11	8.0%	67.0	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

（注）順位は自殺者数及び自殺死亡率の高い順としました。

*自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしました。

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

(参考) 地域の自殺の特徴について

表3 年代別・生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例

生活状況			背景にある主な危機経路の例	
男性	20～39歳	有職	同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
			独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職	同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
			独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職	同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
			独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
			独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39歳	有職	同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ②仕事の悩み→うつ状態→退職/復職の悩み→自殺
		無職	同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
			独居	①【30代その他無職】失業→生活苦+うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59歳	有職	同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
			独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
			独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60歳以上	有職	同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職	同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
			独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

(注) 主な危機経路の例は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にしました。

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2024)」

ア 「高齢者」の状況

- (ア) 令和元（2019）年から令和5（2023）年の自殺者のうち、60歳以上の割合が4割近くになっています。
- (イ) 7ページ表2「日立市における主な自殺の特徴」でも、上位2位が60歳以上になっています。
- (ウ) 全国と比べると、男女ともに概ね似た傾向にありますが、特に「男性、60歳代、同居人なし」「女性70歳代同居人あり」については、全国よりも高い割合になっています。

表4 60歳以上の自殺者数の内訳（令和元（2019）年～令和5（2023）年合計）（日立市）

同居人の有無		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男 性	60歳代	2	7	4.0%	14.0%	13.1%	10.2%
	70歳代	7	5	14.0%	10.0%	14.8%	8.8%
	80歳以上	8	3	16.0%	6.0%	12.2%	5.4%
女 性	60歳代	4	0	8.0%	0.0%	8.2%	2.9%
	70歳代	7	1	14.0%	2.0%	8.9%	4.4%
	80歳以上	4	2	8.0%	4.0%	6.8%	4.3%
合計		50		100%		100%	

【出典】自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2024）」

イ 「生活困窮者」の状況

- (ア) 7ページ表2「日立市における主な自殺の特徴」では、上位2位までが無職者であり、失業や退職からの生活苦が挙げられています。
- (イ) 市民アンケート調査では、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることに、経済的な問題が5年前の調査時よりも増加しています。

【参考】市民アンケート調査

経済的な問題について、悩みや苦勞、ストレス、不満を「非常に感じる」「やや感じる」人の割合

平成30（2018）年度 28.1% ⇒ 令和5（2023）年度 30.7%

(7) 「妊産婦・子育て世代」の状況

ア 令和5（2023）年度に妊娠届出をした730人のうち、何らかの配慮が必要と思われる妊婦は401人（54.9%）となっています。その主な理由としては、「経済面の不安」、「未婚」、「精神疾患の既往がある」が多くなっています。特に「精神疾患の既往」は、産後うつ病のリスク因子となります。

表5 配慮が必要と思われる妊婦の状況（令和5（2023）年度 妊娠届出）
(人)

全妊婦者数		730
上記のうち何らかの配慮が必要と思われる妊婦者数		401 (54.9%)
主な理由	経済面の不安	148
	未婚	107
	精神疾患の既往がある	83
	出産後支援者がいない	74
	内科等疾患の既往・現病がある	36
	多子（第4子以降の妊娠）	21
	外国人	16
	若年（20歳未満）	9
	その他	38

イ 令和5（2023）年度の乳児家庭全戸訪問の結果では、訪問者707人のうち、継続訪問が必要な産婦は84人（11.9%）となっています。その理由として、「乳児の体重増加不良」28人、「エジンバラ産後うつ病質問票*の値が高い」22人、「養育力が不十分」18人などとなっています。

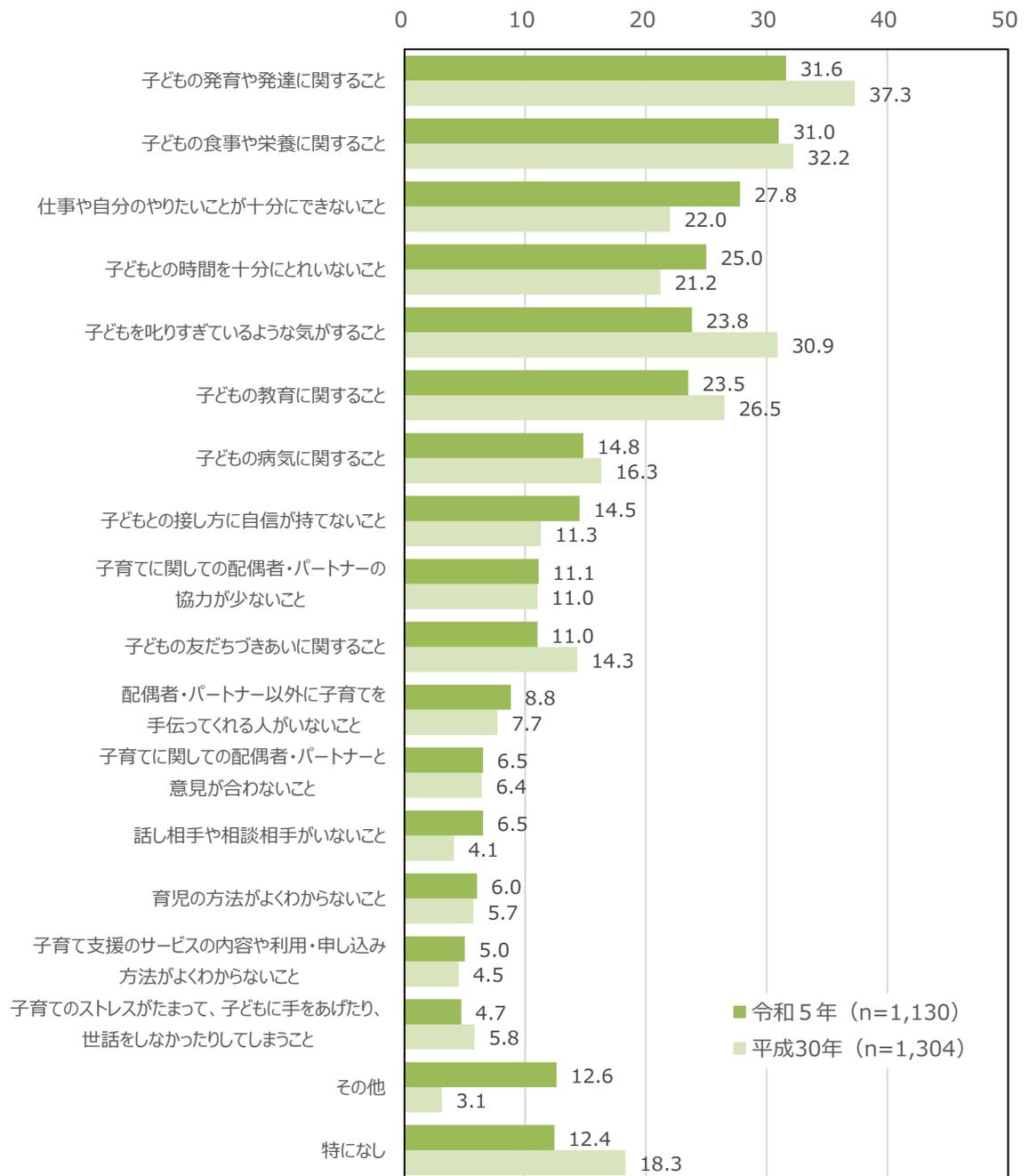
※エジンバラ産後うつ病質問票：産後うつ病のスクリーニング用の質問票のことです。高値の場合には産後うつ病が心配されます。

表6 令和5（2023）年度 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）の状況
(人)

訪問者数		707
上記のうち2回以上の継続訪問者数		84 (11.9%)
理由 継続訪問の	乳児の体重増加不良	28
	エジンバラ産後うつ病質問票の値が高い	22
	養育力が不十分	18
	精神疾患がある	5
	その他	11

ウ 子育て支援等に関するニーズ調査によると、小学校就学前の子どもの保護者が子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、「子どもの発育や発達に関すること」が31.6%、「子どもの食事や栄養に関すること」が31.0%と高くなっています。また、5年前と比べて、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」などの回答割合が上昇しています。

図7 子育てに関して日常悩んでいること、又は気になること（小学校就学前 複数回答）



【出典】「日立市子育て支援に関するニーズ調査」

(8) 「子ども・若者」の状況

ア 本市における子ども・若者（39歳以下）の自殺者数は、令和元（2019）年から令和5（2023）年の全自殺者数137人のうち32人となっています。内訳は男性15人、女性17人で、このうち30歳代女性が9人で最も多くなっています。

イ 平成30（2018）年から令和4（2022）年までの5年間の全国及び茨城県の死因順位別・年齢階級別死亡数と割合は、10歳から39歳の各年代の死因の第1位が自殺となっています。

表8 全国における死因順位別・年齢階級別死亡数（平成30（2018）年～令和4（2022）年合計）

全国	第1位		第2位		第3位	
	死因	死亡数（人）	死因	死亡数（人）	死因	死亡数（人）
10～19歳	自殺	4,120	不慮の事故	1,571	悪性新生物	1,281
20～29歳	自殺	13,575	不慮の事故	3,144	悪性新生物	2,405
30～39歳	自殺	15,059	悪性新生物	9,412	心疾患	3,676
40～49歳	悪性新生物	40,941	自殺	20,682	心疾患	15,400
50～59歳	悪性新生物	113,893	心疾患	36,717	脳血管疾患	22,499
60～69歳	悪性新生物	333,453	心疾患	88,627	脳血管疾患	47,982
70～79歳	悪性新生物	693,953	心疾患	216,983	脳血管疾患	122,703
80～89歳	悪性新生物	778,538	心疾患	473,562	脳血管疾患	249,703
90～99歳	老衰	462,628	心疾患	406,200	悪性新生物	285,622
100歳～	老衰	80,476	心疾患	30,569	肺炎	13,097

【出典】厚生労働省「人口動態統計」（平成30年～令和4年合計）

表9 茨城県における死因順位別・年齢階級別死亡数（平成30（2018）年～令和4（2022）年合計）

茨城県	第1位		第2位		第3位	
	死因	死亡数（人）	死因	死亡数（人）	死因	死亡数（人）
10～19歳	自殺	106	悪性新生物	46	不慮の事故	43
20～29歳	自殺	337	不慮の事故	99	悪性新生物	60
30～39歳	自殺	344	悪性新生物	211	心疾患	99
40～49歳	悪性新生物	1,026	自殺	534	心疾患	359
50～59歳	悪性新生物	2,765	心疾患	879	脳血管疾患	722
60～69歳	悪性新生物	8,431	心疾患	2,336	脳血管疾患	1,589
70～79歳	悪性新生物	16,861	心疾患	5,389	脳血管疾患	3,603
80～89歳	悪性新生物	17,642	心疾患	11,013	脳血管疾患	6,715
90～99歳	老衰	10,749	心疾患	9,533	悪性新生物	6,381
100歳～	老衰	1,722	心疾患	625	肺炎	358

【出典】厚生労働省「人口動態統計」（平成30年～令和4年合計）

2 市民アンケート調査の結果（概要）

(1) 調査の目的

令和2年度を初年度とする「いのちを支える日立市自殺対策計画」が令和6年度をもって満了することに伴い、市民の現状や自殺問題に関する意識を把握し、次期計画策定の基礎資料とするとともに、今後の自殺対策の総合的な推進に活用することを目的として、本アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の対象者

市内にお住まいの18歳以上の方、2,000人（無作為抽出）

(3) 調査実施方法及び期間

ア 調査実施方法 郵送にて配布し、郵送及びウェブで回収

イ 調査実施期間 令和6（2024）年1月9日（火）～1月31日（水）

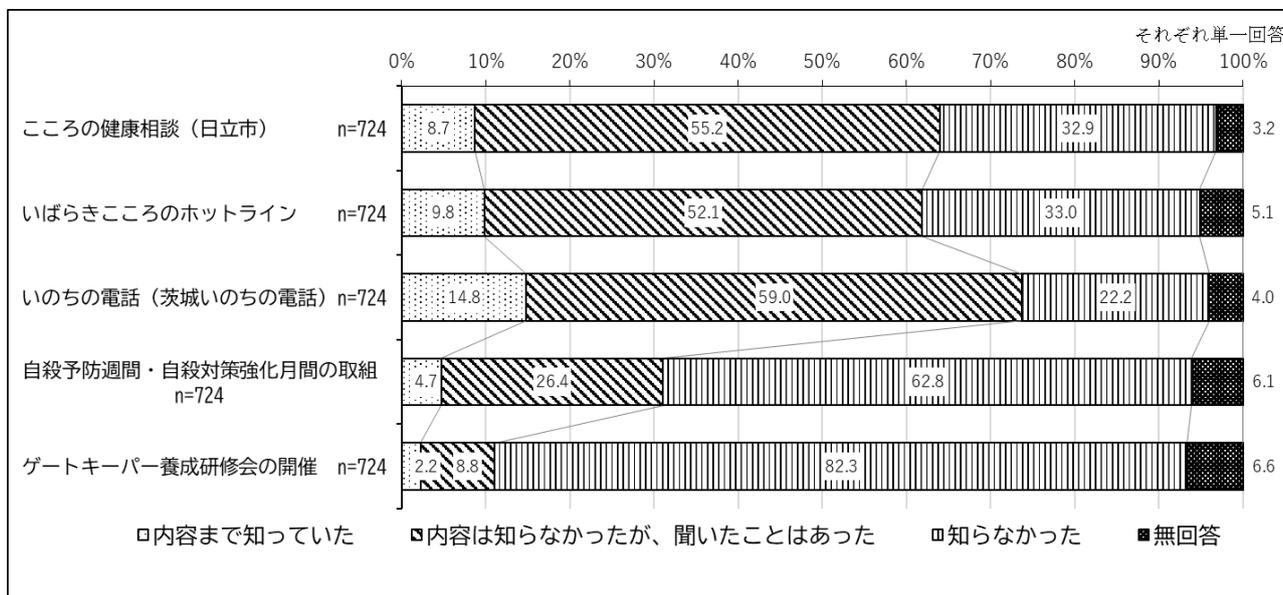
(4) アンケート回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000人	724人	36.2%

(5) 調査結果（概要）

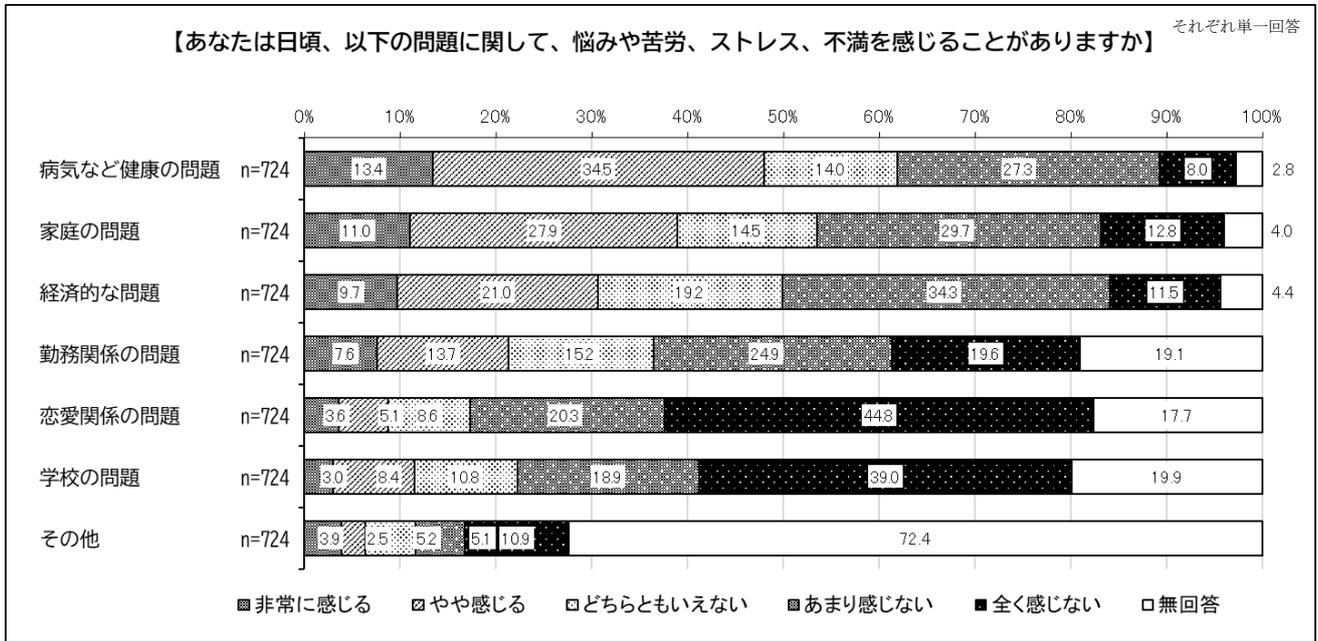
ア 自殺対策の認知度

「内容まで知っていた」と「内容は知らなかったが、聞いたことはあった」を合わせた比率が最も高いのは、「いのちの電話」（73.8%）となっています。一方、「知らなかった」は、「ゲートキーパー」（82.3%）や「自殺予防週間・自殺対策強化月間」（62.8%）で特に比率が高くなっています。



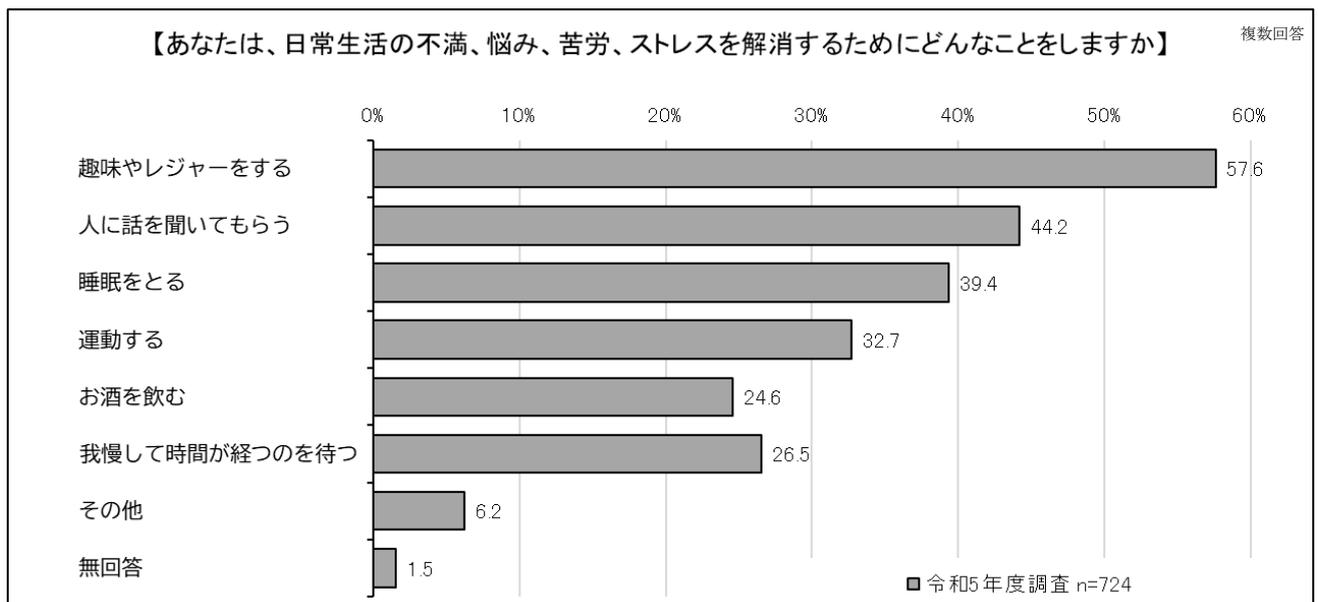
イ 悩みやストレスについて

(ア) 日頃、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることに「非常に感じる」と「やや感じる」を合わせた『感じる』の比率が高いのは、「病気など健康の問題」(47.9%)や「家庭の問題」(38.9%)、「経済的な問題」(30.7%)などとなっています。



(イ) 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するためにすること

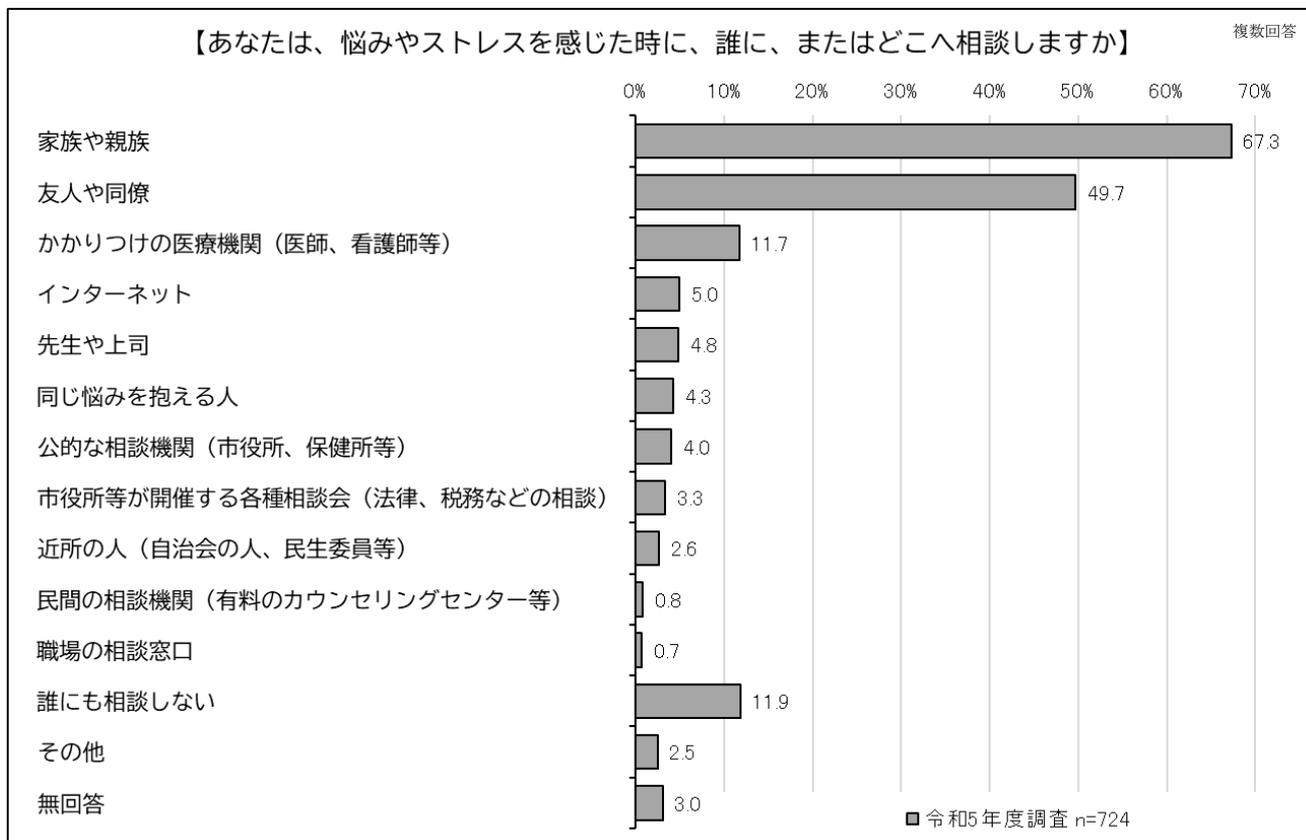
「趣味やレジャーをする」が57.6%と最も比率が高く、以下、「人に話を聞いてもらう」(44.2%)、「睡眠をとる」(39.4%)、「運動する」(32.7%)と続いています。



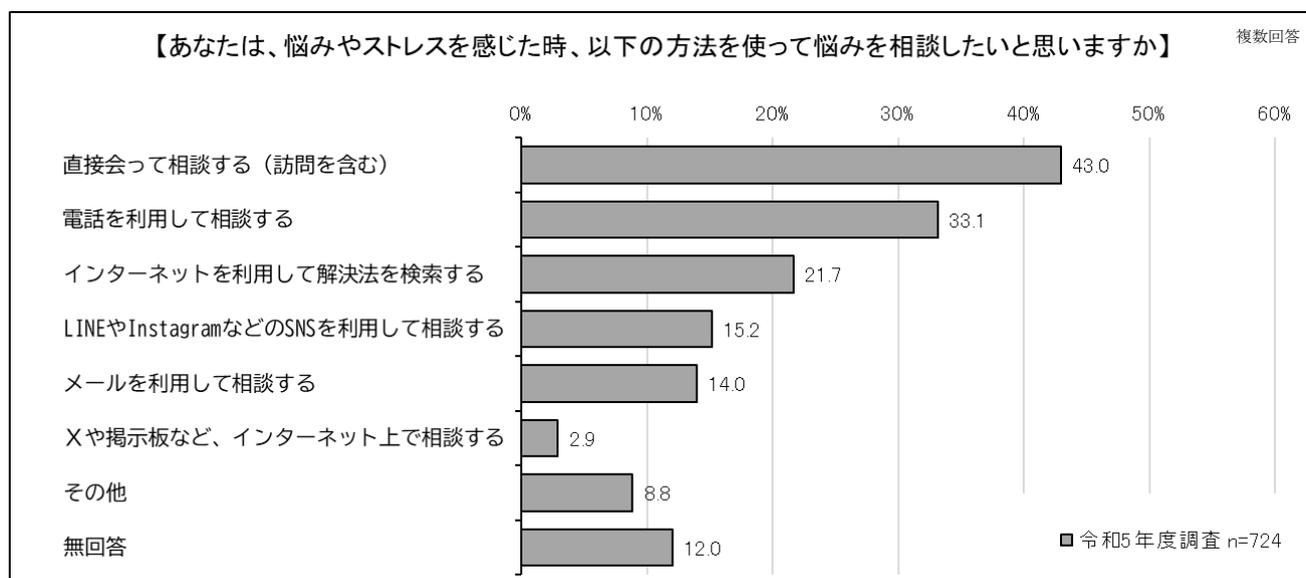
(ウ) 悩みやストレスを感じた時の相談先

「家族や親族」(67.3%)や「友人や同僚」(49.7%)など身近な人が多く、次いで「誰にも相談しない」が11.9%となっています。

一方、「職場の相談窓口」(0.7%)や「民間の相談機関(有料のカウンセリングセンター等)」などの面識のない相手に相談するケースは少ない傾向にあります。

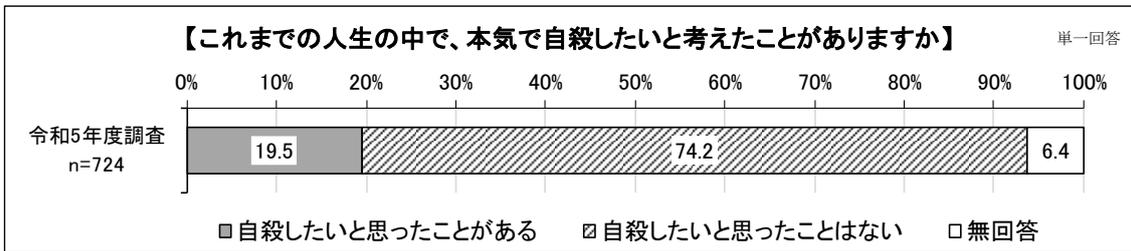


「直接会って相談する (訪問を含む)」が43.0%と最も高く、以下、「電話を利用して相談する」(33.1%)、「インターネットを利用して解決法を検索する」(21.7%)と続いています。



ウ 自殺に関する意識について

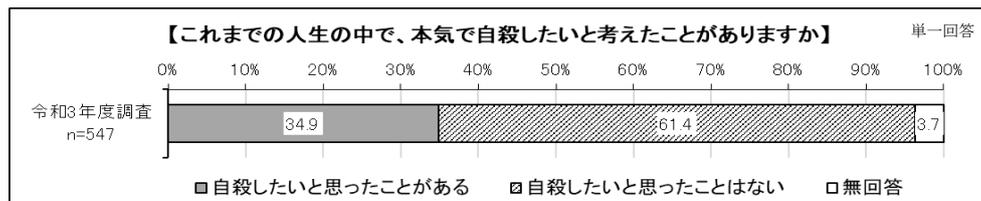
- (ア) これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがあるか
「自殺したいと思ったことがある」と回答した方は、19.5%となっています。



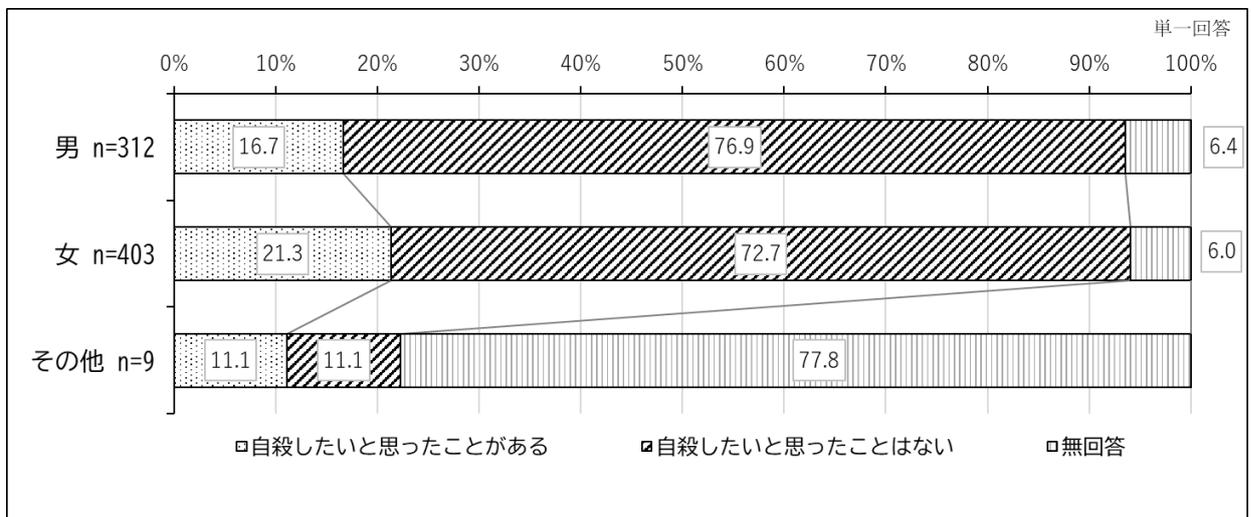
【参考】令和3年度自殺対策に関する意識調査（厚生労働省）

調査対象：全国20歳以上の日本国籍を有する者 4,000人

調査時期：令和3年8月4日から8月26日まで

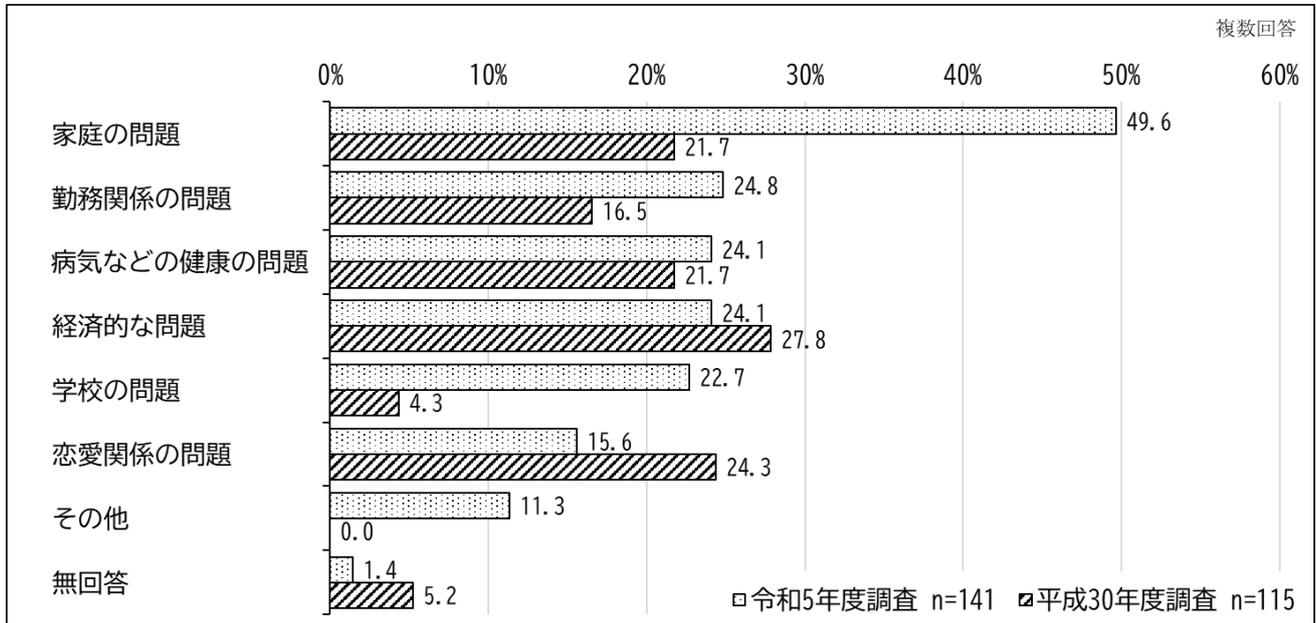


- (イ) これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがあるか（性別）
これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがあるのは、女性が多くなっています。



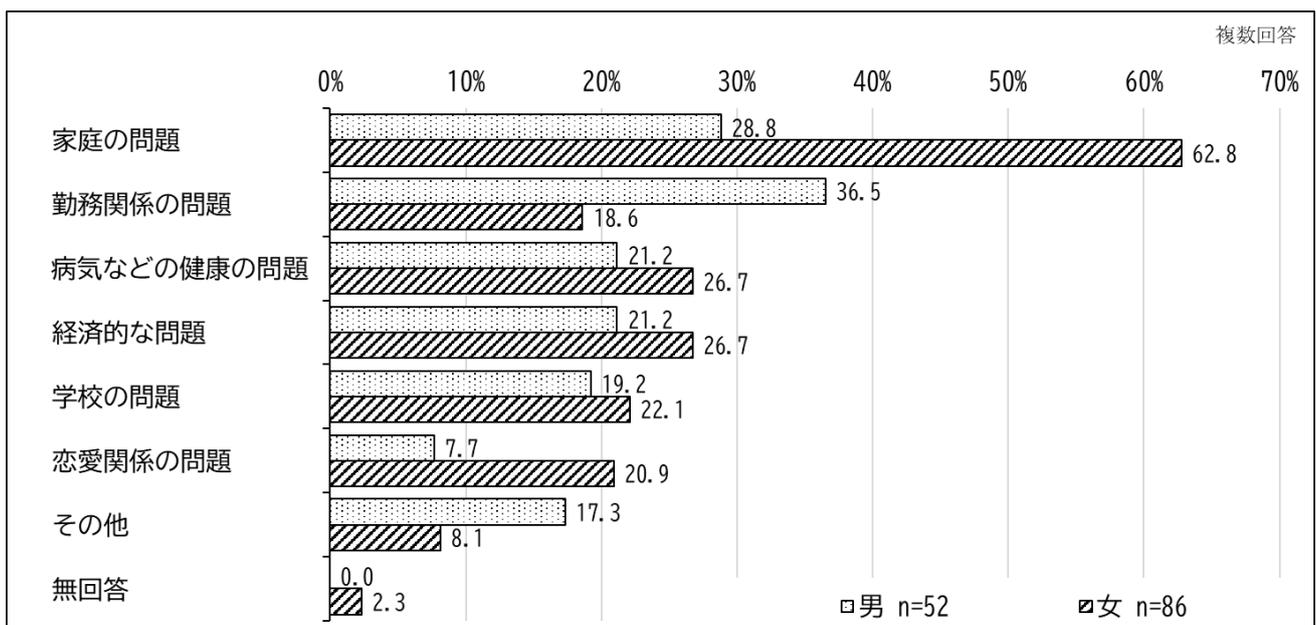
(ウ) 自殺をしたいと考えた理由や原因

家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）が49.6%で最も高く、以下、「勤務関係の問題（転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）」（24.8%）、「病気などの健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」及び「経済的な問題（倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）」（ともに24.1%）と続いています。



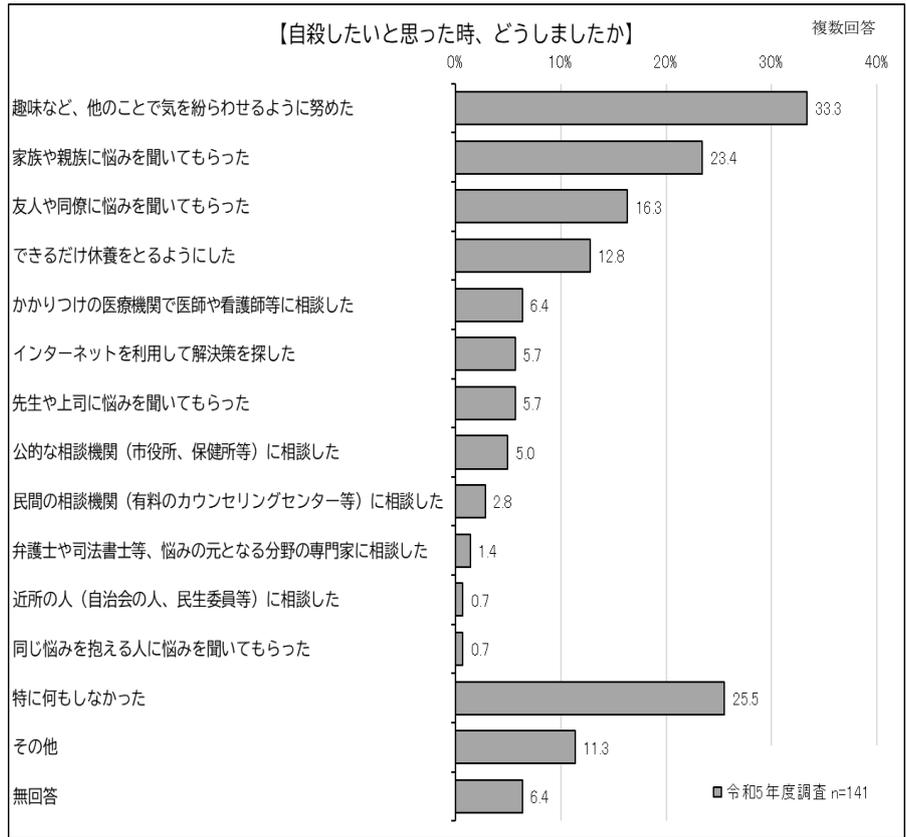
(エ) 自殺をしたいと考えた理由や原因（性別）

自殺をしたいと考えた理由や原因を性別で見ると、特に家庭の問題については女性が多く、勤務関係の問題については男性が多くなっています。



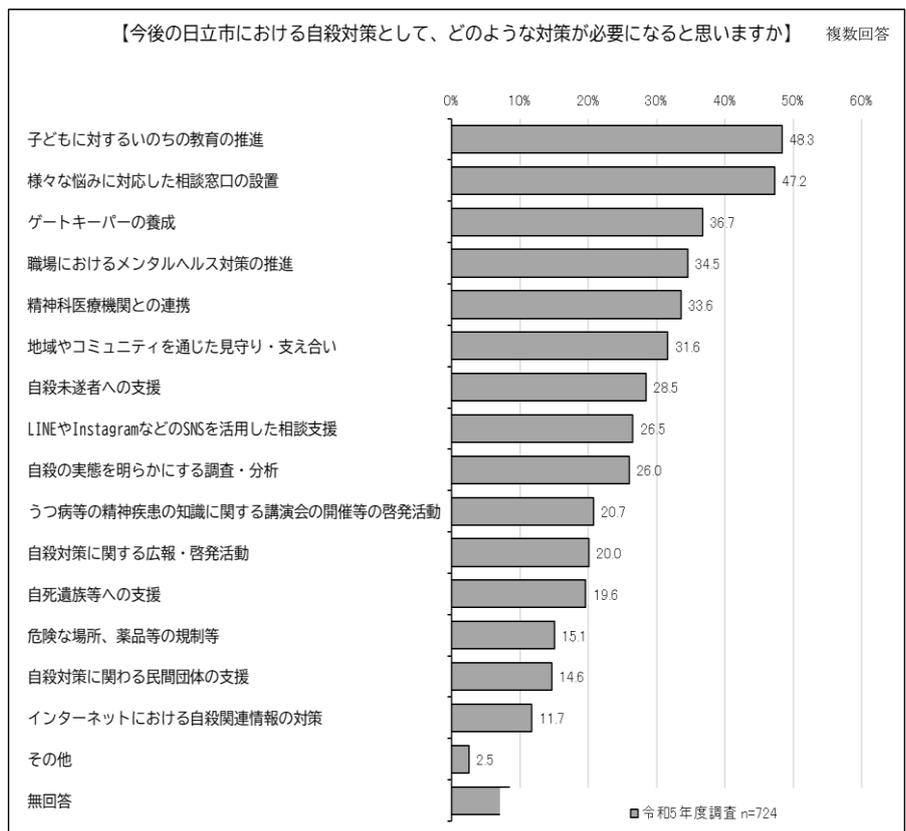
(カ) 自殺をしたいと思った時、どうしたか

「趣味などの他のことで気を紛らわせるように努めた」が 33.3%で最も高く、以下、「特に何もしなかった」(25.5%)、「家族や親族に悩みを聞いてもらった」(23.4%)、「友人や同僚に悩みを聞いてもらった」(16.3%)、「できるだけ休養をとるようにした」(12.8%)、「かかりつけの医療機関で医師や看護師等に相談した」(6.4%)、「インターネットを利用して解決策を探した」(5.7%)、「先生や上司に悩みを聞いてもらった」(5.7%)、「公的な相談機関(市役所、保健所等)に相談した」(5.0%)、「民間の相談機関(有料のカウンセリングセンター等)に相談した」(2.8%)、「弁護士や司法書士等、悩みの元となる分野の専門家に相談した」(1.4%)、「近所の人(自治会の人、民生委員等)に相談した」(0.7%)、「同じ悩みを抱える人に悩みを聞いてもらった」(0.7%)、「特に何もしなかった」(25.5%)、「その他」(11.3%)、「無回答」(6.4%)などが上位となっています。



エ 今後の日立市における自殺対策として必要だと思うこと

「子どもに対するいのちの教育の推進(子どもの自殺予防)」(48.3%)が最も高く、以下、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」(47.2%)、「ゲートキーパー(自殺のサインに気付き、適切な対応をとれる人)の養成」(36.7%)、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」(34.5%)、「精神科医療機関との連携」(33.6%)、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」(31.6%)、「自殺未遂者への支援」(28.5%)、「LINEやInstagramなどのSNSを活用した相談支援」(26.5%)、「自殺の実態を明らかにする調査・分析」(26.0%)、「うつ病等の精神疾患の知識に関する講演会の開催等の啓発活動」(20.7%)、「自殺対策に関する広報・啓発活動」(20.0%)、「自死遺族等への支援」(19.6%)、「危険な場所、薬品等の規制等」(15.1%)、「自殺対策に関わる民間団体の支援」(14.6%)、「インターネットにおける自殺関連情報の対策」(11.7%)、「その他」(2.5%)、「無回答」()などが上位となっています。



3 第1次計画の評価指標の達成状況

第1次計画に掲げた評価指標と現状地の比較については、以下のとおりです。

評価区分		評価基準	項目数
A	達成	達成したもの	1項目
B	改善	目標には達していないが、進捗したもの	4項目
C	横ばい・悪化	進捗がないもの	5項目

施策	指標	前回計画 策定時 (平成30年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和6年度)	達成 状況
計画の数値目標	自殺死亡率	14.8人 (H27年)	19.4人	11.2人	C
【基本施策1】 地域におけるネットワークの 強化	あんしん・安全ネット ワーク事業登録 チーム数(見守りチ ーム数)	2,629チーム	2,371チーム	2,720チーム (令和5年度)	C
【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー 養成研修会の年間 の受講者数	未実施	43人 (累計248人)	100人	B
【基本施策3】 市民への啓発と周知	ゲートキーパーを 知っている人の 割合	6.4%	11.0%	20%以上	B
	うつ病予防講演会 の年間の参加人数 ※令和3年度から 「自殺予防講演会」 として開催	97人	63人	150人	B
【基本施策4】 生きることの促進要因への支 援	健康であると思う 高齢者の割合	77.6% (H28年度)	81.5%	90.0% (令和5年度)	B
	生活困窮者自立 相談支援事業の 年間の新規相談者 数	212人	176人	300人 (令和5年度)	C
	育てにくさを感じ たときに対処でき る親の割合	91.3%	85.1%	92.0%	C
【基本施策5】 児童生徒のいのちの大切さを 実感できる教育の推進	いのちの教育実施校	小学校18校 中学校17校	市内全校	市内全校	A
	学校生活に満足 している割合	小学校61.0% 中学校70.1%	小学校61.5% 中学校59.7%	小学校65.0% 中学校75.0% (R5年度)	C

4 本市の課題

本市の自殺をめぐる現状等から、主な課題を以下のとおり整理しました。

(1) 高齢者・生活困窮者・被雇用者の自殺者が多い。

いのち支える自殺対策推進センターから提供された本市の優先的な課題として「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が示されています。併せて、有職者のうち、被雇用者の自殺が多いことが分かりました。

高齢者が孤独・孤立しないための居場所づくり、生活困窮者や被雇用者が適切な相談支援を受けられる体制づくりなどの推進が必要です。

(2) 家庭問題に悩む女性が多い。

市民アンケート調査の結果、自殺をしたいと考えた理由は、女性が家庭の問題で悩んでいることが分かりました。

予期せぬ妊娠等に伴う心身面への影響の軽減や、産後うつ対策などの妊産婦への支援、家庭に居場所がない場合の支援、性暴力やDV被害に係る相談体制等の拡充、子育て中の女性が抱える悩みに対する各種相談支援の提供などが必要です。

(3) 自殺対策に関する認知度が低い。

市民アンケート調査の結果、自殺に関する対策のうち、特に自殺予防週間・自殺対策強化月間の取組や、ゲートキーパー養成研修会の開催について認知度が低いことが分かりました。

自殺対策を推進するために、市民一人一人が自殺を身近な問題として捉え、なおかつ社会全体で自殺は防げるものという認識の理解促進をより一層進めることが必要です。

※ ゲートキーパー：自殺を示すサインに気付き、適切な対応（悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る。）を図ることができる人のことで、言わば「いのちの門番」とも位置付けられる人のこと。（詳細は 32 ページ）

(4) 公的な相談機関などに相談するケースが少ない。

市民アンケート調査の結果、悩みやストレスを感じた時の相談先について、「家族や親族」、「友人や同僚」に相談するとした回答が多く、「公的な相談機関」や「相談窓口」など、面識のない相手に相談するケースが少ないことが分かりました。

そのことから、健康、経済、家庭などの多岐にわたる問題を抱えた方に対し、SNSを活用した相談など、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

(5) 医療機関は多いが、精神医療に踏み出す最初の一步が高い壁となっている。

精神医療に関する正しい知識やアクセス方法の普及・啓発に努め、相談や治療が「特別なこと」ではなく、「当たり前の選択肢」として受け入れられる地域づくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

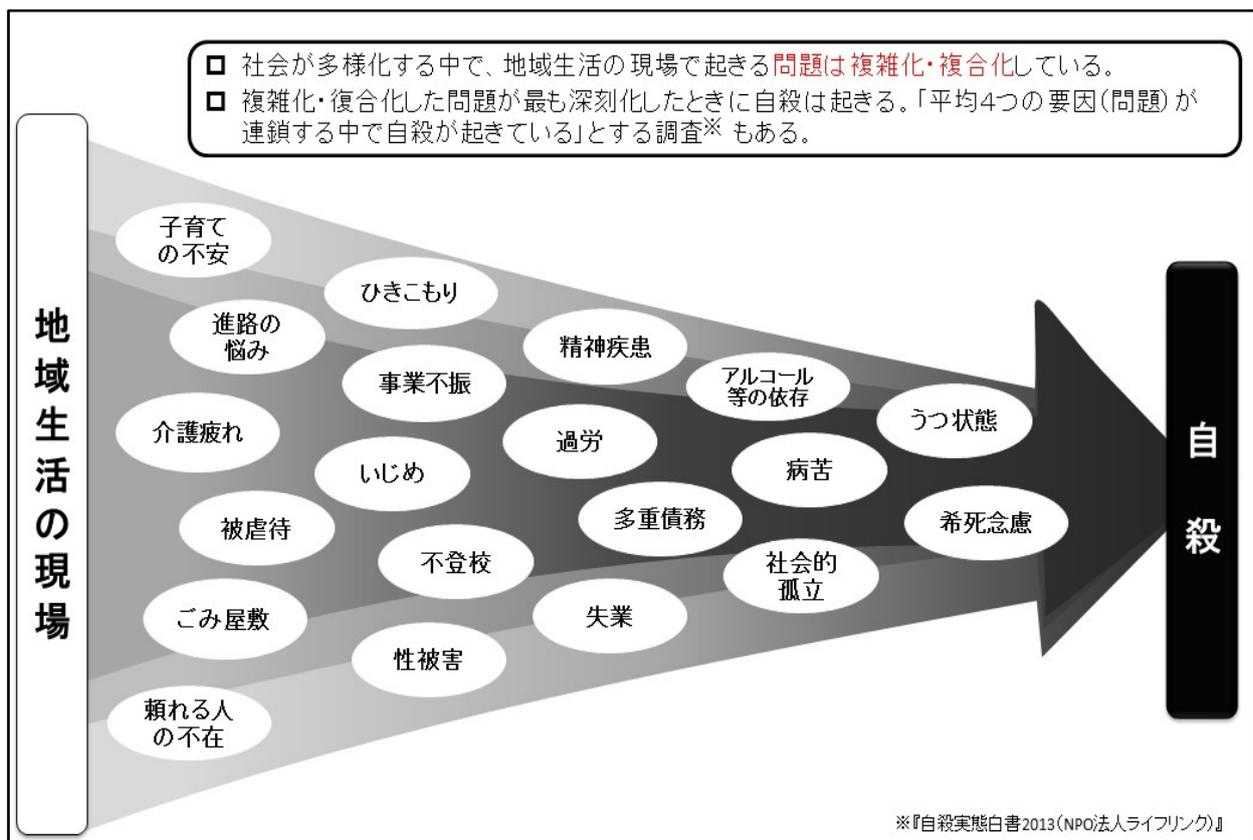
「いのちを大切にし、生きるを支えるひたち」の実現

国の自殺総合対策大綱でもあるように、自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れなどの様々な社会的要因があることが知られています。

このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる取組を促進していくことが重要です。

すべての市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる、だれも自殺に追い込まれることのない「いのちを大切にし、生きるを支えるひたち」の実現を目指します。

【自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）】



2 基本認識

国の大綱を踏まえ、同様の基本認識とします。

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからです。

(2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

我が国の年間自殺者数は、平成 10 年に初めて 3 万人を超えて以来、平成 22 年以降は減少を続けていました。自殺対策基本法が成立した平成 18 年とコロナ禍以前の令和元年とで全国の自殺者数を比較すると、男性は 38%減、女性は 35%減となりました。

しかし、令和 2 年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、全国の自殺者の総数は 11 年ぶりに前年を上回りました。本市においても、コロナ禍以降、横ばいあるいは増加が続いています。さらに、我が国の人口 10 万人当たりの自殺による死亡率は G 7 各国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として 2 万人を超えていることから、非常事態はいまだ続いているとの認識が必要です。

(3) コロナ禍で顕在化した、女性に対する課題を支援する。

コロナ禍の影響で、自殺の要因となる雇用や家庭などの問題が、特に女性に顕在化しました。

無職者、非正規雇用労働者、ひとり親やフリーランスなど、雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられます。

(4) 地域レベルでの実践的な取組について、PDCAサイクルを通じて推進する

基本法では、その目的として「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」がうたわれており、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。

自殺対策は、関連施策との有機的な連携を図り、PDCAサイクルを通じて常に進化させながら推進していく必要があります。

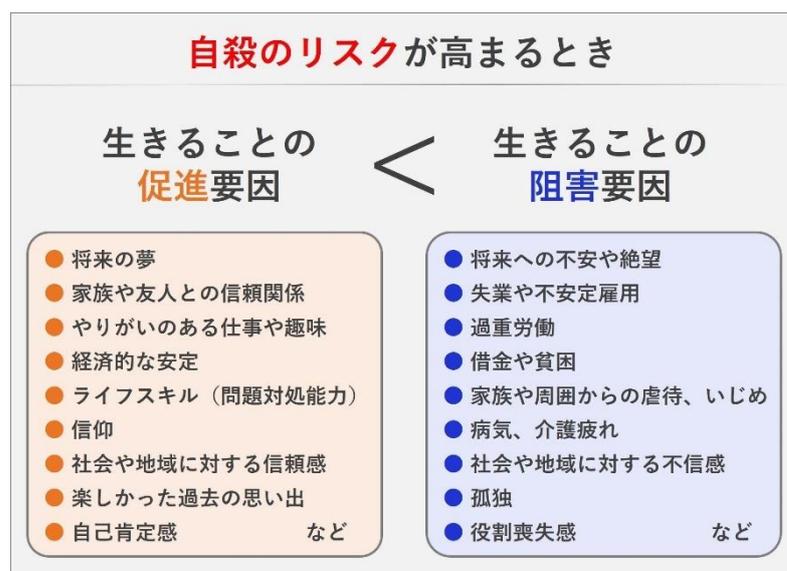
3 基本方針

国の大綱を踏まえ、同様の基本方針とします。

基本方針1 生きることの包括的な支援として推進する。

個人においても、地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺からの保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域における「生きる支援」に関するあらゆる取組を総合的に実施し、「生きることの包括的な支援」を推進することが重要です。



【出典】いのち支える自殺対策推進センター

基本方針2 関連施策との有機的連携を強化し、総合的に取り組む。

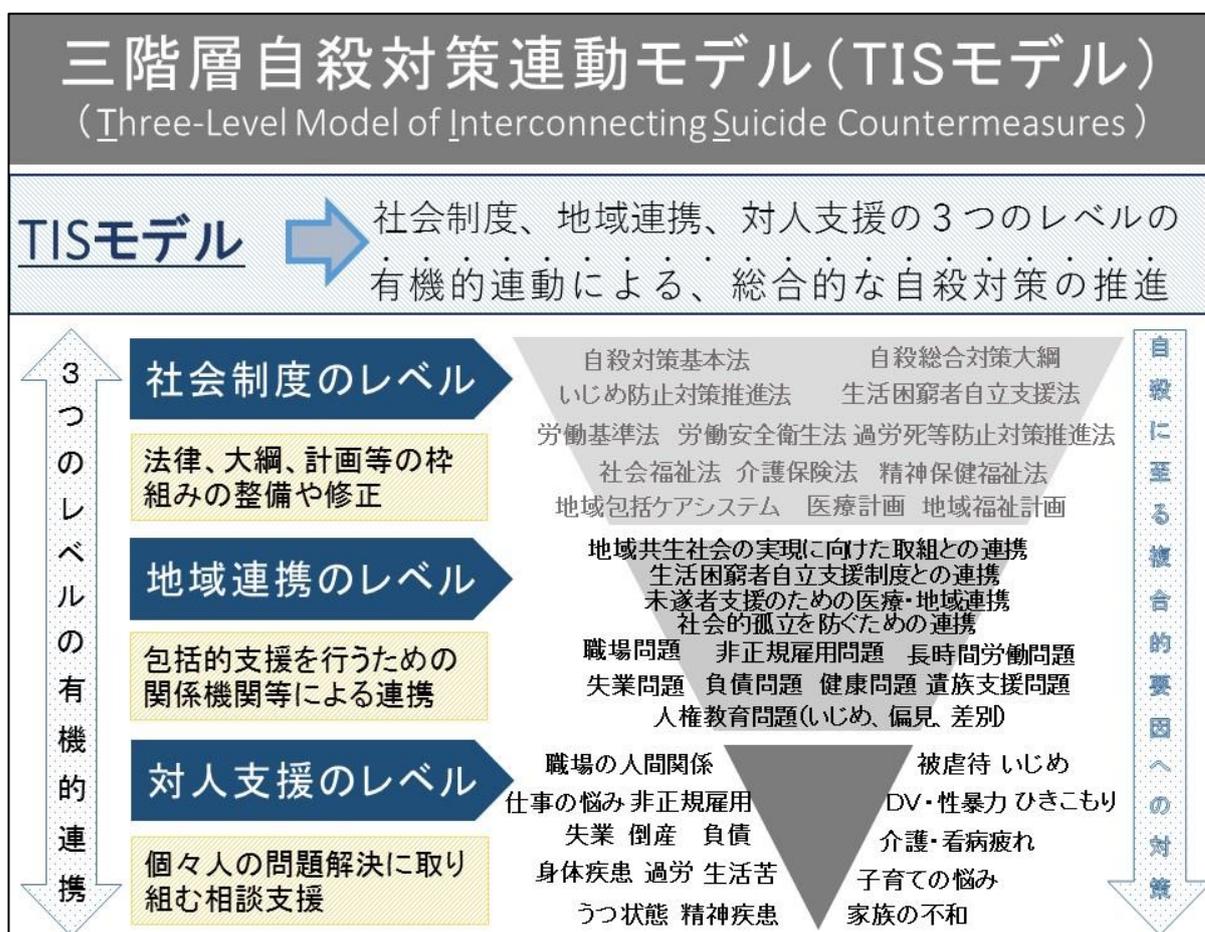
自殺に追い込まれようとしている状況においても、誰もが地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ様々な施策が重要です。また、それぞれの施策を包括的に実施するためには、各関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

今後も、連携の効果を更に高めるため、各関係者それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。特に、地域共生社会の実現に向けた施策や生活困窮者自立支援事業においては、医療、保健、福祉等に関する自殺対策事業と関連の深い各種施策との連動性を高め、住み慣れた地域で、誰もが適切な支援を迅速に受けられる地域社会づくりを推進します。

基本方針 3 対応段階に応じて、レベルごとの対策を効果的に連動させる。

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人をなくす「地域連携のレベル」、さらに、支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。

社会全体の自殺リスクの低下を図るためには、各関係者の協力を得ながら、それぞれのレベルにおける取組を強力かつ総合的に推進していくことが重要です。



【出典】いのち支える自殺対策推進センター

基本方針4 実践と啓発を両輪として推進する。

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいといった実情があります。そのため、そうした心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが必要であるということが、社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行う必要があります。

誰もが身近にいるかもしれない自殺の危機に陥る人の「サイン」を早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、専門家と協力しながら見守っていきけるよう、更なる広報活動、啓発活動等に取り組み、実践と啓発を推進します。

基本方針5 市、関係機関・団体、地域、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、市、関係機関、民間団体、地域、企業、市民等と連携・協働し、一体となって自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

市、関係機関、民間団体、地域、企業、市民等が、それぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に連携・協働することにより「いのちを支えるひたち」の実現を目指します。

(1) 市

市は、自殺を防止するための身近な行政機関として、心の健康づくりや地域で活動する団体等への支援など、市民に密着した様々な取組の進行及び調整役としての役割を担います。

また、地域における自殺の実態を把握した上で、自殺対策に関する計画を策定し、必要な事業対策を計画的に実施します。さらに、市民に対する普及啓発や、自殺の危機に陥る人の「サイン」を早期に発見し、適切に対応することができる人材の育成、地域における関係機関・団体等との緊密な連携体制づくりなどの総合的な自殺対策を推進します。

(2) 関係機関・団体

保健、医療、福祉、教育、労働、産業、法律などの関係機関・団体は、その専門性を活かして、積極的に自殺対策に参画するよう努めます。

また、様々な関係機関・団体の事業を通じて、地域に構築されているネットワーク等との連携を図り、自殺対策を推進します。

(3) 地域

コミュニティ※を中心とするそれぞれの地域においては、自殺対策が家庭や学校、職場、地域などの社会全般に広く関わっていることから、民生委員・児童委員や地域活動関係者が互いに連携し、地域全体で見守りや支え合う活動を推進します。

※ コミュニティ：日立市では、おおむね小学校区を範囲として、地域住民により構成された組織を「コミュニティ」と称しています。地域の課題解決や地域住民の連帯意識の醸成など、公益的な活動を行っており、まちづくりの中心的な役割を担っています。

(4) 企業

企業は、労働者を雇用し、経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全確保を図ること等により、自殺対策において重要な役割を果たせること、さらには、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすということを認識し、積極的に自殺対策に参画するよう努めます。

(5) 市民

市民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援として「自殺対策」の重要性の理解と関心を高めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、必要な支援を求めることが適当であるということの理解を深めます。

また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実を踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めるとともに、自らの心の不調や周囲の人の心の不調に気付き、適切に対処することができるよう努めます。

さらに、自殺が社会全体の問題であり、我が事であることを認識し、主体的に自殺対策に取り組みます。

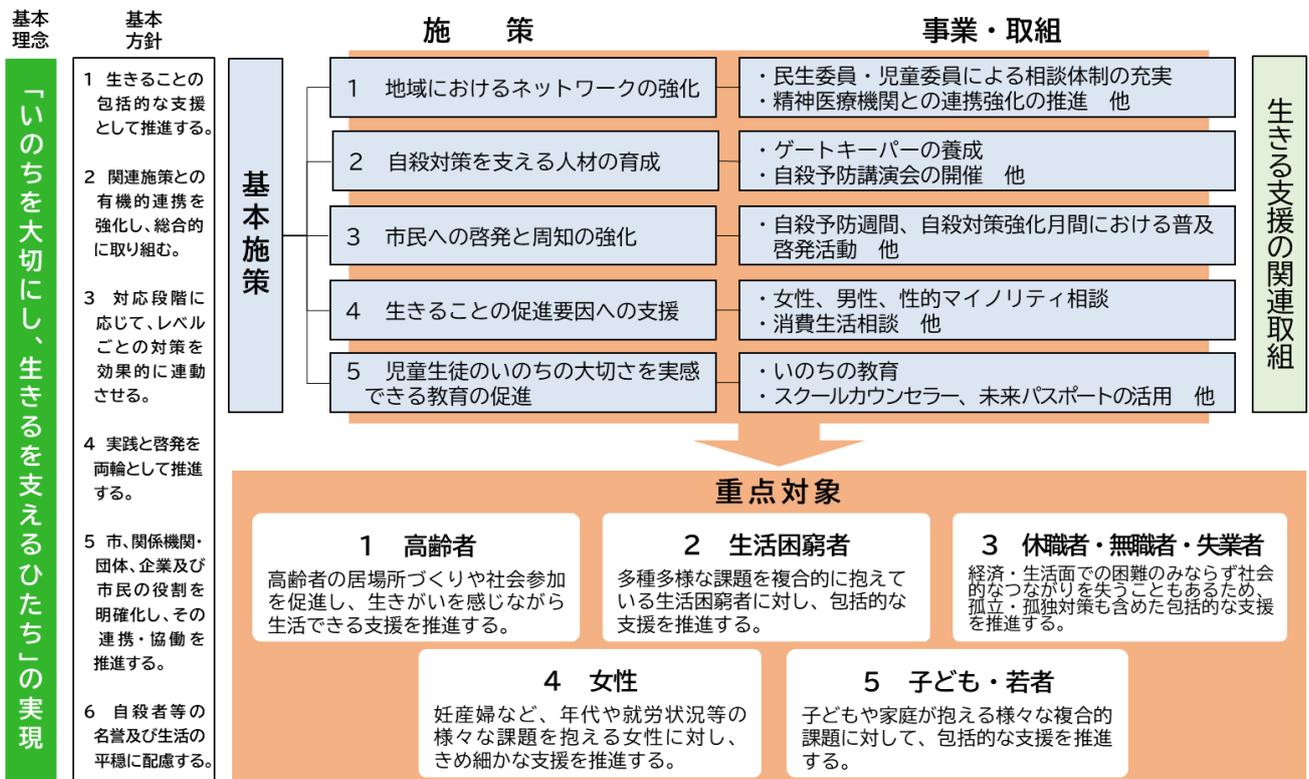
基本方針6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する。

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者、その親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、不当に侵害することのないよう認識して自殺対策に取り組む必要があります。

第4章 施策の体系と取組

基本理念である『いのちを大切にし、生きるを支えるひたち』の実現』を目指して、基本認識、基本方針に基づき本市の課題に取り組むため、各自治体が自殺対策の基盤として実施することとされている「基本施策」、それ以外の取組であって自殺対策としての関連性が見いだせる「生きる支援の関連取組」を実施するとともに、本市の実態に即した特に支援が必要な5つの対象者を「重点対象」とします。

【 施策の体系図 】



1 基本施策

基本施策 1	地域におけるネットワークの強化
--------	-----------------

【施策の方向性】

ア 保健、医療、福祉、教育、労働、産業、法律その他様々な分野が協働して自殺対策を総合的に推進するため、それぞれが果たすべき役割の明確化、情報共有を行い、相互の連携強化を図ります。

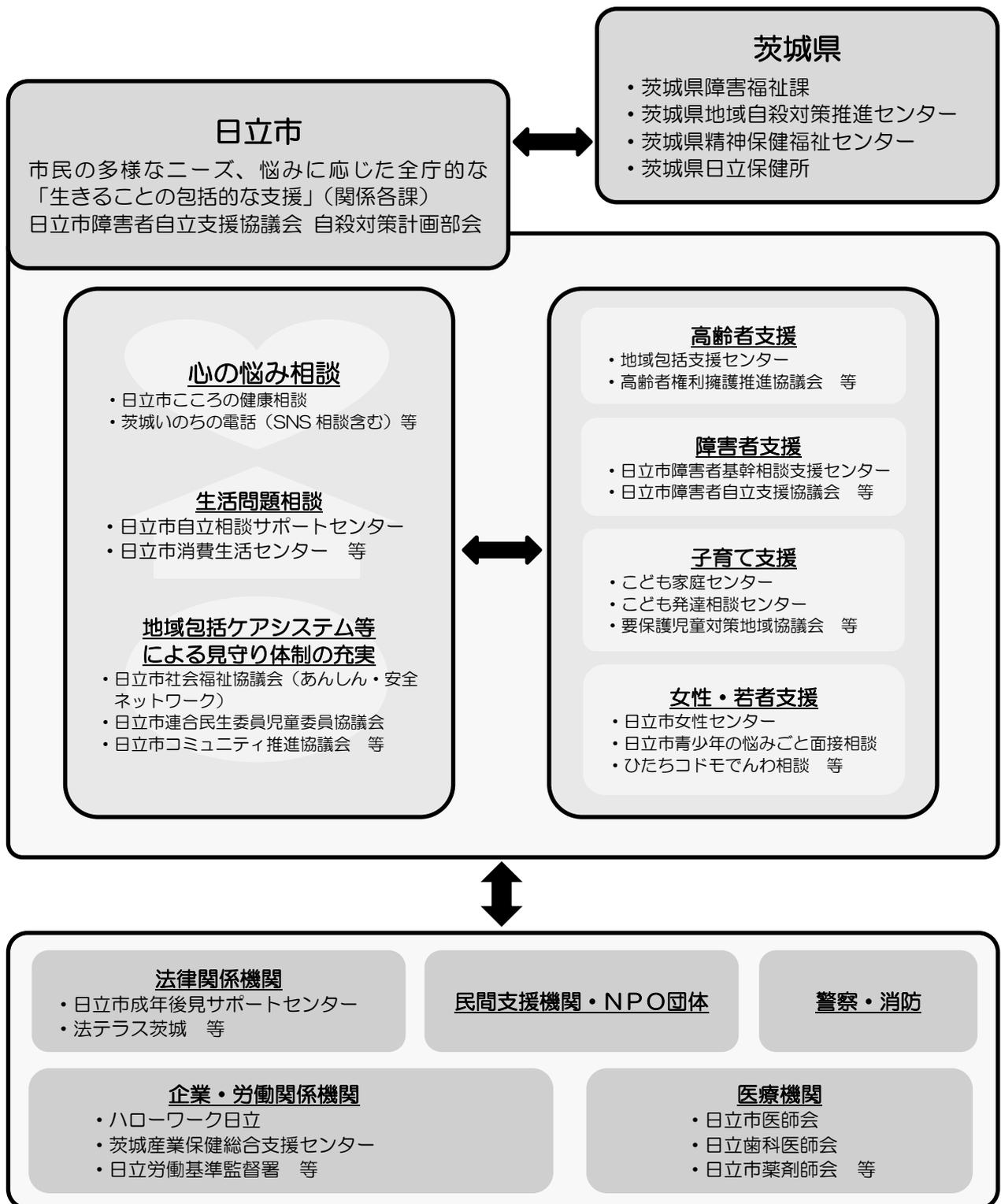
イ 市、関係団体、支援機関等のネットワークを構築、強化し、複数分野の専門家及び相談員等が相互に連携、協働しながら諸問題の包括的な解決を図る支援体制づくりを推進します。

No.	取組・事業	内 容	担当
1	茨城県との連携	茨城県内における自殺対策を総合的に推進するために設置された「茨城県地域自殺対策推進センター」と連携し、本市の実情に応じた効果的な自殺対策の取組を推進します。	障害福祉課
2	日立市障害者自立支援協議会	各関係機関団体等と連携し、障害者等への支援体制の整備及び自殺対策計画策定・計画の推進について協議します。	障害福祉課
3	地域包括ケアシステム事業の推進	誰もが、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」等を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進します。	高齢福祉課 生活支援課 健康づくり推進課 障害福祉課 社会福祉協議会
4	民生委員・児童委員による相談体制の充実	地域において、福祉制度や日常生活にかかわる相談を受けるとともに、必要な援助や助言を行う民生委員・児童委員による相談体制の充実を図ります。	福祉総務課
5	日立市自立相談サポートセンター	生活困窮者の自立に関する総合的な相談・支援を関係機関・団体と連携して行います。	社会福祉協議会 (生活支援課)
6	あんしん・安全ネットワーク事業の推進	支援を必要とする高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることができるよう、地域住民による安否確認や日常生活における簡易な支援を行う「あんしん・安全ネットワーク事業」を推進します。	社会福祉協議会 (生活支援課)

No.	取組・事業	内 容	担当
7	コミュニティ活動の推進	住民主体の地域づくりに向けて、様々な住民が気軽に参加することで、地域で孤立を防止するなど、共に支え合えるコミュニティ活動を推進します。	コミュニティ推進課
8	精神医療機関との連携強化の推進	自殺のリスクが高い人に対し、背景にある経済・生活などの様々な問題に包括的に対応するため、医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めるとともに、身体、精神疾患に関する問題を抱えている場合は、医療機関と連携し、必要な治療、支援が受けられるような体制の構築を目指します。	障害福祉課
9	地域包括支援センター	地域における介護サービス事業所や医療機関、地域コミュニティなどとの連携を図りながら、高齢者に対する日常的な相談や包括的な支援を行います。	高齢福祉課
10	日立市高齢者権利擁護推進協議会	医療機関、弁護士、警察、保健所、民生委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者等の関係機関で構成する高齢者権利擁護推進協議会を中心に、高齢者の虐待防止の早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。	高齢福祉課
11	日立市成年後見サポートセンター	成年後見制度利用に関する総合的な相談・支援を関係機関・団体と連携して行います。	社会福祉協議会 (高齢福祉課)
12	日立市障害者基幹相談支援センター	障害児・障害者及びその家族並びに支援者等からの様々な相談に応じ、地域におけるサービス事業者や医療機関、地域コミュニティなどとの連携を図りながら、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障害福祉課
13	利用者支援事業の推進	担当課の連携により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない相談支援を行い、母子保健サービスと子育て支援サービスの一体的な提供を行うとともに、産科及び精神科等医療機関や関係機関との連携により、情報共有と支援体制を充実させ、様々なリスクを抱える妊産婦や子育て家庭への支援を行います。	健康づくり推進課 子どもセンター 子育て支援課 子ども施設課
14	日立市こども発達相談センター	こどもの発達に関する総合的な相談・支援を関係機関・団体と連携して行います。	教育研究所

No.	取組・事業	内 容	担当
15	日立市要保護 児童対策地域 協議会	教育・警察・保健・医療・福祉等の関係機関が連携し、 情報共有のもと、要保護児童等の早期発見、適切な支援 を行います。	子育て支援課

日立市の自殺対策支援ネットワークの全体像（イメージ図）



基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

【施策の方向性】

ア 市民一人一人が、身近な人の自殺のリスクに気付き、声かけや見守りなどの必要な対応を適切に行うことができるよう、ゲートキーパーの普及啓発 及び養成を図ります。

イ 自殺対策に直接関わる人材の育成だけでなく、生きることの包括的な支援に関わる様々な分野の関係者や支援者等を含めた幅広い分野で研修等を実施し、相談、支援体制の充実を図ります。

No.	取組・事業	内 容	担当
1	ゲートキーパーの養成	<p>市民一人一人が、身近な人の自殺リスクに気付き、声かけや見守りなどの必要な対応を適切に行うことができるよう、「ゲートキーパー」の養成と普及啓発を図ります。</p> <p>市民を始め、自殺のリスクを発見しやすい民生委員・児童委員等の地域の支援者、介護保険・障害福祉サービス事業所等の関係機関・民間団体等の支援者を対象としたゲートキーパー養成研修会を実施します。また、研修会を修了した方に対しフォローアップ研修を行い、自殺予防の正しい知識を普及するための活動の場を広げます。</p> <p>さらに、包括的な解決を図る支援体制づくりの推進を図る一助とするため作成した「いのちを守るハンドブック」を活用します。</p>	障害福祉課
2	自殺予防講演会の開催	<p>自殺に対する正しい知識の普及・啓発と、うつ病を始めとする精神疾患や心の健康づくりに関する知識を普及させるため、精神科医等の専門職を講師とした講演会を開催します。</p>	障害福祉課

1 「ゲートキーパー」とは？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。

声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。

ゲートキーパーは「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されていますが、そのうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになるでしょう。

変化に気づく

家族や仲間の変化に気づいて声をかける

じっくりと耳を傾ける

本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

支援先につなげる

早めに専門家に相談するよう促す

温かく見守る

温かく寄り添いながらじっくりと見守る

2 「ゲートキーパー」の心得

- 温かみのある対応をしましょう
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝えましょう
- 相手のこれまでの苦労をねぎらいましょう
- 心配していることを伝えましょう
- わかりやすく、かつゆっくりと話をしましょう
- 一緒に考えることが支援です
- 準備やスキルアップも大切です
- 自分が相談にのって困ったときのつなぎ先(相談窓口等)を知っておきましょう
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切です



3 ゲートキーパーは「命の門番」



ゲートキーパーは「命の門番」とも位置付けられています。悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことがゲートキーパーの第一歩につながります。ただし、難しくとらえすぎる必要はありません。悩んでいる人に寄り添い、話を丁寧に聴くことは大きな心の支えになるはずです。

困ったときには相談窓口や専門家の力を頼っても良いと思います。

ゲートキーパーについてもっと詳しく知りたい人はゲートキーパーになろう!で検索

ゲートキーパーになろう!

検索



【出典】厚生労働省「ゲートキーパーになろう!」

基本施策 3**市民への啓発と周知の強化****【施策の方向性】**

- ア 精神的危機に直面している場合の相談窓口や、自殺の要因となる失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会問題、身体やこころの健康問題などに関する各種相談窓口及び支援機関等の周知を図ります。
- イ 市民向けの講演会や研修会を開催し、自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。
- ウ 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、各種の広報活動を行い、自殺対策の普及、啓発を図ります。
- エ 自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、市報・ホームページ等を活用した情報の発信に、より一層努めます。

No.	取組・事業	内容	担当
1	各種相談窓口リーフレットの作成・配布	自殺予防のための意識啓発及び自殺のリスクを高める要因となる各種の問題に対応した各種相談窓口の周知を兼ねたリーフレットを作成し、市民等へ配布します。	障害福祉課
2	自殺予防週間 ^{*1} 、自殺対策強化月間 ^{*2} における普及・啓発活動	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、市報やホームページ、のぼり旗、ポスター等を活用し、自殺予防に関する普及・啓発を行います。 日立保健所等の関係機関と連携・協働し、街頭キャンペーンを実施し、自殺予防の呼びかけを行います。	障害福祉課
3	自殺予防講演会の開催【再掲】	うつ病を始めとする精神疾患や心の健康づくりに関する正しい知識を普及させるため、精神科医等の専門職を講師とした講演会を開催します。	障害福祉課
4	市報等を活用した情報発信	市報やホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ等を活用し、自殺対策に関する情報や正しい知識の普及・啓発のための情報発信を行います。	障害福祉課

※1 自殺予防週間：基本法で「9月10日から9月16日まで」を自殺予防週間と定めており、自殺対策に関する啓発活動を広く展開する期間としています。

※2 自殺対策強化月間：自殺対策基本法で「3月」を自殺対策月間と定めており、関係機関・団体が相互に連携協力を図りながら、自殺対策の活動を集中的に展開する期間としています。

基本施策 4

生きることの促進要因への支援

【施策の方向性】

SNSを活用した対面によらない相談体制の充実など、「生きることの阻害要因（自殺の危険因子）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺からの保護因子）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクの低下を図る取組を推進します。

ア 相談

No.	取組・事業	内 容	担当
1	市民相談	生活全般の悩みごとや困りごと、市の仕事に関する要望や苦情などに対する助言等を実施します。また、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士、人権擁護委員、行政相談委員等による専門相談の機会を提供します。	広報戦略課 市民相談室
2	民生委員・児童委員による相談	地域において、福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助や助言を行います。	生活支援課
3	こころの健康相談	こころの健康や精神疾患に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導等を行います。	健康づくり推進課 障害福祉課
4	消費生活相談	日立市消費生活センターにおいて、消費生活相談員が、消費者と事業者間の契約トラブル、商品やサービスに関する苦情、商品事故などの消費生活全般に関する相談及び借金問題（多重債務等）に関する相談を受け付けます。	女性若者支援課
5	24時間電話健康相談「ひたち健康ダイヤル24」	医療、子育て、介護等、住民の相談窓口の充実を図るため、民間委託方式による24時間電話相談事業を実施します。フリーダイヤルでいつでも保健師、看護師、医師等の専門家が相談、情報提供を行います。	健康づくり推進課
6	女性生活相談	日立市女性センターにおいて、女性生活相談員が、女性の生活全般に関する相談（結婚、離婚、仕事、対人関係、家庭生活、DV等）を受け付けます。	女性若者支援課
7	女性、男性、性的マイノリティ相談	様々な不安や困難、生きにくさに対し、臨床心理士等の資格を持つ相談員が各種相談に応じます。 ・女性カウンセリング相談 ・男性SNS相談 ・性的マイノリティSNS相談	女性若者支援課

No.	取組・事業	内 容	担当
8	女性相談	女性相談支援員が、家庭生活の破綻、困窮等により保護や援助を必要とする女性に対して、DV防止法を有効に活用し、関係機関と連携を図りながら、相談、保護等、必要な支援を行います。	生活支援課
9	障害者の総合相談	障害者基幹相談支援センターにおいて、障害児・障害者及びその家族並びに支援者等からの様々な相談(虐待や権利擁護に関する相談を含む。)に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行います。	障害福祉課
10	障害者相談員による相談	地域において、障害者及びその家族等から様々な相談に応じます。	障害福祉課
11	納付相談	市税及び保険料に関し、病気や失業など、やむを得ない理由で納付が困難な場合に、生活状況を聞き取り、納付方法などの相談に応じます。	納税課 国民健康保険課
12	高齢者の総合相談	地域包括支援センターにおいて、個々の高齢者にどのような支援が必要かを判断し、適切なサービス・機関・制度につなげるなど、継続的な支援を行います。	高齢福祉課
13	成年後見制度に関する相談	日立市成年後見サポートセンターにおいて、関係機関と連携しながら、成年後見制度の利用に関する相談及び申立の支援を行います。	社会福祉協議会 (高齢福祉課)
14	生活困窮者自立支援相談事業	日立市自立相談サポートセンターにおいて、相談者の生活・経済状況等についての窓口相談及びプランの作成に加え、積極的なアウトリーチを実施するほか、各種関係機関との連携により包括的な支援を行います。	社会福祉協議会 (生活支援課)
15	就労相談	雇用センター多賀において、就労に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	商工振興課 (雇用センター多賀)
16	教育相談	中学校を拠点に教育相談員を配置し、小・中・義務教育学校において、児童生徒、保護者及び教職員が相談できる体制を整備することで、不登校や発達障害など、教育上の課題の早期解決を目指すとともに、不登校児童生徒への家庭訪問などの支援を行います。	教育研究所

No.	取組・事業	内 容	担当
17	こども発達相談	こども発達相談センターにおいて、発達障害や教育上の悩みがある幼児や児童生徒及びその保護者の総合的な相談窓口として、早期から一貫した相談・支援を行い、園や学校生活に対する不安を軽減し、心身の成長を促します。	教育研究所
18	青少年の悩みごと面接相談・ひたちこどもでんわ	青少年（20歳未満）やその保護者等からの相談を、電話や面談により行います。	女性若者支援課
19	こども家庭センター	児童福祉と母子保健が連携して、妊産婦やこども、子育て世帯に対する相談支援を行います。	子育て支援課 健康づくり推進課
20	育児相談	0歳児の広場、離乳食教室、幼児健診（1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）等において育児相談を行います。 保育園・幼稚園・認定こども園において、保育士や幼稚園教諭等が子育てに関する相談等を行います。	健康づくり推進課 子ども施設課
21	子育て支援拠点での相談	子育て支援センターや子育て広場等において、乳幼児のいる保護者同士の交流の場、情報交換や子育てに係る相談を行います。	子育て支援課 子ども施設課
22	障害者の就業・生活相談	ハローワークや関係機関と連携し、障害者の就業や生活面での相談に応じます。	障害者就業・生活支援センター まゆみ

イ 支援

No.	取組・事業	内 容	担当
1	自殺未遂者への支援	希死念慮や自殺未遂に関する相談に対し、保健所等の関係機関と連携し、必要な支援を行います。	障害福祉課
2	自死遺族への支援	自死遺族等に対し、遺族の様々な悩みに対応した各種相談先や、自死遺族の自助グループ等の情報提供を行います。	障害福祉課
3	つなぐハローワークひたち	国が行う無料職業紹介と市が行う就労支援を一体的かつ効果的に実施することにより、相談者の就労促進と速やかな自立を支援します。	ハローワーク (生活支援課)
4	地方版ハローワーク(雇用センター多賀)設置運営事業	雇用の維持・確保のため日立市版ハローワーク「雇用センター多賀」を設置し、ハローワーク日立などの関係機関と連携しながら、無料職業紹介など就労支援を行います。	商工振興課 (雇用センター多賀)
5	フードバンク事業	市と市社会福祉協議会内にNPO法人フードバンク茨城の「きずなBOX」(食品収集箱)を設置して食品の寄付を受け、様々な事情で食の支援を必要としている世帯等に提供します。	生活支援課 社会福祉協議会
6	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援	生活に困窮している世帯の子どもに対し、学習習慣の定着や学力の向上を目的として学習支援事業を実施します。	生活支援課
7	乳児家庭全戸訪問	新生児・乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師等が訪問し、相談や情報提供を行う「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施します。	健康づくり推進課
8	産後ケア事業	出産後、心身の不調や育児不安などにより支援が必要な母子を、通所や宿泊により、心身のケアと育児サポートを行い支援します。	健康づくり推進課
9	ライフプラン教育	高校生を対象として、医師会、助産師会等と連携し、心身の健康や妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を図ります。	健康づくり推進課

No.	取組・事業	内 容	担当
10	子どもすくすくセンター	育児中の保護者の負担軽減のため乳幼児の一時預かり、フリーに集まれる親子交流の場、子育て自主グループ等の育成支援などを行います。	子育て支援課
11	子どもセンター	全ての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるよう 18 歳未満の子どもたちとその家庭を切れ目なく総合的に支援します。	子育て支援課
12	産前・産後ママサポート事業	妊娠期から産後 2 歳未満の子どもがいる家庭に対し、切れ目のない子育て支援を行うため、必要に応じて自宅でのヘルパーによる家事支援・育児支援を行います。	子育て支援課
13	巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する心理士等が、保育園や幼稚園などを直接訪問し、保育士等に対して対象となる子どもの保育に関する助言などを行います。	障害福祉課

ウ 居場所

No.	取組・事業	内 容	担当
1	地域活動支援センターの利用促進	在宅の障害者等を対象に、各種講座の開催や交流事業を通して、日常生活における生きがいのづくりと自立の助長を図ります。	障害福祉課
2	高齢者の居場所づくりの推進 (元気カフェの運営)	高齢者の閉じこもりや孤立を防止し、生きがいのづくりや介護予防等の推進を目的とした高齢者の居場所づくりを推進します。軽食の提供を行うとともに、高齢者の生活支援になるような講座や専門職による各種相談を実施します。	高齢福祉課
3	ひたちオレンジカフェ (認知症カフェ)	認知症の方やそのご家族、認知症が心配な方、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を提供することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢福祉課
4	ふれあいサロン	ひとり暮らしや外出の機会の少ない高齢者を対象に、社会参加や生きがいのづくり、健康増進を図るため、地域の身近な場所での仲間づくりや茶話会などの交流の場づくりを進めます。	社会福祉協議会 (高齢福祉課)

No.	取組・事業	内 容	担当
5	ふれあい健康 クラブ事業	高齢者を対象に、閉じこもり予防、うつ病予防、介護 予防等を目的として、体操やレクリエーション活動を 実施し、高齢者の生きがいづくりを支援します。	社会福祉協議会 (健康づくり推進課)
6	放 課 後 子 ども 教室	放課後等の教室・校庭・体育館などの学校施設を有効 に活用し、全ての子どもが、放課後等に安全に活動でき る場を確保するとともに、学習や様々な体験、地域住民 との交流活動の充実を図ります。	生涯学習課
7	放課後児童クラブ	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭に いない児童（小学生）に、クラブ室等において、遊びや 生活の場を提供し、その健全育成を図ります。	生涯学習課
8	障害児児童クラブ	日立特別支援学校等に就学している児童・生徒の、 放課後や長期休暇中の活動の場を確保するとともに、 保護者の就労などにかかる負担の軽減と子育て支援を 図ります。	障害福祉課
9	地域子ども食堂 への運営支援	地域住民が自ら作った食事を通じて、子どもと住民が 交流できる地域子ども食堂の運営を支援し、子どもが 健やかに成長できる環境づくりを行います。	社会福祉協議会 (生活支援課)
10	不登校児童生徒 への支援(適応指 導教室の運営)	適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」を設置し、不登校 の児童生徒を対象に、社会生活への自立の支援を行 います。	教育研究所
11	おもちゃライブ ラリー事業	乳幼児を持つ親子が自由に集い、おもちゃ遊びを通し て他の親子や地域との交流を図ります。	社会福祉協議会

基本施策 5

児童生徒のいのちの大切さを実感できる教育の推進

【施策の方向性】

- ア 情報技術の急速な進展など、変化の激しい時代の中で、多様な人々と協働し、よさを認め、励まし、子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高めて、自立に必要な力の育成を図ります。
- イ 子どもに関わる全ての人々の協力により、子ども一人一人が、かけがえのないいのちの大切さを感じながら、丸ごとの自分を受け入れ、未来への夢を描くことができる学校教育を推進します。
- ウ スクールカウンセラーや教育相談員と連携した相談体制づくりを推進し、児童生徒がSOSを出しやすい環境を整えます。

No.	取組・事業	内 容	担当
1	未来パスポート※の活用	子どもたち誰もが持っている「自分のよさ」に気付き、自己肯定感・自己有用感を高め、お互いに認め合いながら未来を切り拓いていく子どもを育てます。	指導課
2	いのちの教育	医師、助産師、等が自他ともに大切にし、いのちをつないでいくことなど、いのちのかけがえなさ、大切さ、すばらしさを伝える「いのちの教育」を実施します。	指導課 健康づくり推進課
3	長期欠席(不登校等)児童生徒に対する援助指導状況の調査	長期欠席(不登校等)児童生徒に対する援助指導状況を調査し、児童生徒、保護者への支援の充実及び教員の指導力向上を図ります。	指導課
4	よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査(WEBQU)の実施と活用	学校生活における児童生徒一人一人の意欲や満足度を分析することにより、支援を要する児童生徒やトラブルを抱えた児童生徒を特定し、不登校やいじめの未然防止・早期発見を図ります。また、学級集団の状態を分析し、よりよい学級集団づくりを推進します。	指導課
5	日立市いじめ調査	生活アンケートや個別指導をもとに、いじめの事実の有無及び指導内容を確認し、児童生徒、保護者及び教員を支援します。	指導課
6	SOSの出し方及び受け止め方に関する教育の推進	各教科等の授業の一環として、保健師、社会福祉士、スクールカウンセラー等を活用したSOSの出し方及び受け止め方に関する教育を推進します。	各小・中学校 (指導課)

No.	取組・事業	内 容	担当
7	ライフプラン教育	高校生を対象として、医師会、助産師会等と連携し、心身の健康や妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を図ります。	健康づくり推進課

※ 未来パスポート：児童生徒が、自分のよさ（好きなこと、得意なこと、チャレンジしたこと、役に立てたこと等）や、将来への希望を記録するものです。小学校は6年間、中学校は3年間継続して利用します。

2 重点対象

重点対象 1	高齢者
--------	-----

高齢化の急速な進展に伴い、高齢者を含めた家族の形態や就労状況は大きく変化してきました。高齢者の自殺対策においては、こうした状況の変化を踏まえつつ、心身の健康を保ち、生きがいを感じながら地域で生活できるよう支援します。

具体的には、孤独・孤立を防ぐための居場所づくりや社会参加の促進、認知症や自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援につなげられる取組を推進します。

No.	取組・事業	内容	担当
1	あんしん・安全ネットワーク事業の推進 【再掲】	支援を必要とする高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることができるよう、地域住民による安否確認や日常生活における簡易な支援を行う「あんしん・安全ネットワーク事業」を推進します。	社会福祉協議会 (生活支援課)
2	地域包括支援センター【再掲】	地域における介護サービス事業所や医療機関、地域コミュニティなどとの連携を図りながら、高齢者に対する日常的な相談や包括的な支援を行います。	高齢福祉課
3	日立市高齢者権利擁護推進協議会【再掲】	医療機関、弁護士、警察、保健所、民生委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者等の関係機関で構成する高齢者権利擁護推進協議会を中心に、高齢者の虐待防止の早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。	高齢福祉課
4	日立市成年後見サポートセンター 【再掲】	成年後見制度利用に関する総合的な相談・支援を関係機関・団体と連携して行います。	社会福祉協議会 (高齢福祉課)
5	高齢者の総合相談【再掲】	地域包括支援センターにおいて、個々の高齢者にどのような支援が必要かを判断し、適切なサービス・機関・制度につなげるなど、継続的な支援を行います。	高齢福祉課
6	高齢者の居場所づくりの推進 (元気カフェの運営) 【再掲】	高齢者の閉じこもりや孤立を防止し、生きがいづくりや介護予防等の推進を目的とした高齢者の居場所づくりを推進します。軽食の提供を行うとともに、高齢者の生活支援になるような講座や専門職による各種相談を実施します。	高齢福祉課

No.	取組・事業	内 容	担当
7	ひたちオレンジ カフェ (認知症カフェ) 【再掲】	認知症の方やそのご家族、認知症が心配な方、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を提供することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	高齢福祉課
8	ふれあいサロン 【再掲】	ひとり暮らしや外出の機会の少ない高齢者を対象に、社会参加や生きがいがづくり、健康増進を図るため、地域の身近な場所での仲間づくりや茶話会などの交流の場づくりを進めます。	社会福祉協議会 (高齢福祉課)
9	ふれあい健康 クラブ事業 【再掲】	高齢者を対象に、閉じこもり予防、うつ病予防、介護予防等を目的として、体操やレクリエーション活動を実施し、高齢者の生きがいがづくりを支援します。	社会福祉協議会 (健康づくり推進課)
10	日立市高齢者 政策推進会議	本市の高齢者を取り巻く様々な課題を解決するための施策を示す「日立市高齢者保健福祉計画」の策定及び進捗管理を行い、関係機関等と連携した施策を推進します。	高齢福祉課
11	在宅医療・介護 連携推進協議会	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする委員会を開催し、在宅医療・介護推進事業に関する協議、承認を行います。	高齢福祉課
12	日立市地域ケア 会議	保健・医療・福祉・地域の現場職員を中心に、市の地域課題等への対応についての協議・検討を行うとともに、情報・意見交換をとおしてお互いの連携強化を図り、地域ネットワークの構築を推進します。	高齢福祉課
13	認知症サポーター の養成	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成します。また、更なる知識の向上を図り、ステップアップした「ひたちオレンジパートナー」を養成します。	高齢福祉課
14	介護予防啓発 事業	介護予防及び介護保険制度の普及促進を図ることを目的に、介護している方への支援や介護予防の取組への支援を行います。	介護保険課 健康づくり推進課
15	高齢者おでかけ 支援事業	介護予防事業への参加や閉じこもり予防を目的にしたタクシー乗車費の助成と路線バス運賃カードの割引販売を70歳以上の高齢者に対して行います。(一部対象制限あり)	高齢福祉課

No.	取組・事業	内 容	担当
16	おかえりマークの配布	事前に申請することにより、登録番号のついたアイロンシールを靴や洋服等に取り付けておくことで、認知症高齢者の行方不明時に登録番号から身元が分かり、早期に家族等へ連絡が可能になります。	高齢福祉課
17	徘徊SOSネットワーク事業	FAXによるネットワークなどを活用し、警察・消防や市内約400事業所と連携して、日ごろの業務の中で行方不明高齢者の見守りを強化するなどの協力を得て、速やかな発見・保護につなげます。	高齢福祉課
18	認知症等高齢者の家族支援事業 (GPS端末を活用した見守り支援サービス)	認知症等により帰宅が困難になるおそれのある高齢者に対し、介護保険制度(福祉用具貸与)のGPS端末を装着する専用靴購入費用の一部について、市が助成します。	高齢福祉課
19	認知症初期集中支援チーム	認知症の方とその家族に対する初期の支援を、保健師・看護師・介護福祉士等で構成された専門職のチームと認知症サポート医で連携し、認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていけるよう取り組みます。	高齢福祉課
20	介護予防・生活支援サービス事業	事業対象者及び要支援者に対し、「訪問型サービス(訪問介護)」及び「通所型サービス(通所介護)」を提供します。	高齢福祉課
21	福祉バス運行事業	老人クラブ等の研修及び交流のために福祉バスを運行し、高齢者の教養向上や生きがいづくり、社会参加を促進します。	高齢福祉課
22	配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象とし、栄養バランスのとれた食事の提供と安否の確認を目的に、地域のボランティアが週1回訪問します。	高齢福祉課
23	老人保護措置事業	身体や精神、経済的理由等によりで、自宅での生活が困難な高齢者に対し養護老人ホームへの入所手続を市が行います。	高齢福祉課
24	生きがい施策 (老人クラブへの活動助成)	老人クラブ(市内在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費を助成します。	高齢福祉課

No.	取組・事業	内 容	担当
25	訪問理美容費助成事業	要介護3、4、5の認定を受けている在宅の高齢者又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている在宅の重度身体障害者の方を対象に、訪問理美容の出張に要する経費（相当額）の一部を助成します。	高齢福祉課 障害福祉課
26	寝具洗濯乾燥消毒費助成事業	要介護3、4、5の認定を受けている在宅の高齢者又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている在宅の重度身体障害者の方を対象に、寝具（掛布団、敷布団、毛布、ベッドパッド）のクリーニングに係る費用の一部を助成します。	高齢福祉課 障害福祉課
27	介護予防住宅改修助成事業	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けていない虚弱高齢者を対象に、段差解消等転倒予防に資する住宅改修費用の一部を助成します。	高齢福祉課
28	家族介護用品購入費助成事業	要介護4又は要介護5の認定を受けた在宅の高齢者を常時介護している方（ただし、高齢者及び介護者ともに市民税非課税世帯の方に限ります。）を対象に、介護用品を購入するための費用の一部を助成します。	高齢福祉課
29	在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業	寝たきりの状態又は認知症の状態が6か月以上継続している高齢者と同居し、常時介護している方を対象に、介護慰労金を支給します。	高齢福祉課
30	老人性白内障手術後の補助眼鏡等費用助成事業	白内障の手術後は遠近のピントを合わせることが難しくなるため、補助眼鏡等の購入費用を助成し、高齢者の福祉の増進を図ります。	国民健康保険課

重点対象2

生活困窮者

生活困窮の背景には、貧困、多重債務、失業、介護など、自殺リスクにつながる多種多様な課題を複合的に抱えている方が少なくありません。また、地域や職場、学校等に安心できる居場所がなく、他者とのつながりが希薄であるなど、関係性の貧困に苦しんでいるケースも想定されます。

このように生活困窮者とは、経済的困窮のみならず、地域からの孤立を含めた様々な側面で生きづらさや生活上の困難を抱える方々を意味します。こうした方々が、自殺へと追い込まれることのないよう、自殺対策と生活困窮者自立支援制度とが緊密に連携しながら、包括的な支援や生き心地のよい地域づくりを行います。

No.	取組・事業	内 容	担当
1	日立市自立相談サポートセンター 【再掲】	生活困窮者の自立に関する総合的な相談・支援を関係機関・団体と連携して行います。	社会福祉協議会 (生活支援課)
2	市民相談 【再掲】	生活全般の悩みごとや困りごと、市の仕事に関する要望や苦情などに対する助言等を実施します。また、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士、人権擁護委員、行政相談委員等による専門相談の機会を提供します。	広報戦略課 市民相談室
3	消費生活相談 【再掲】	日立市消費生活センターにおいて、消費生活相談員が、消費者と事業者間の契約トラブル、商品やサービスに関する苦情、商品事故などの消費生活全般に関する相談及び借金問題（多重債務等）に関する相談を受け付けます。	女性若者支援課
4	納付相談 【再掲】	市税及び保険料に関し、病気や失業など、やむを得ない理由で納付が困難な場合に、生活状況を聞き取り、納付方法などの相談に応じます。	納税課 国民健康保険課
5	生活困窮者自立相談支援事業 【再掲】	日立市自立相談サポートセンターにおいて、相談者の生活・経済状況等についての窓口相談及びプランの作成に加え、積極的なアウトリーチを実施するほか、各種関係機関との連携により包括的な支援を行います。	社会福祉協議会 (生活支援課)
6	若年者の就労相談	若年者への就労支援として、若年者の就労相談・就職面接会・就労支援セミナー等を実施します。 雇用センター多賀（日立市版ハローワーク）において、就労に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	商工振興課 (雇用センター多賀)

No.	取組・事業	内 容	担当
7	地方版ハローワーク(雇用センター多賀)設置運営事業【再掲】	雇用の維持・確保のため日立市版ハローワーク「雇用センター多賀」を設置し、ハローワーク日立などの関係機関と連携しながら、無料職業紹介など就労支援を行います。	商工振興課 (雇用センター多賀)
8	障害者の就業・生活相談【再掲】	ハローワークや関係機関と連携し、障害者の就業や生活面での相談に応じます。	障害者就業・生活支援センター まゆみ
9	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援【再掲】	生活に困窮している世帯の子どもに対し、学習習慣の定着や学力の向上を目的として学習支援事業を実施します。	生活支援課
10	就学援助と特別支援教育就学奨励費補助に関する事務	経済的理由により就学が困難な場合や、特別支援学級に在籍し、一定の収入基準を満たす場合には、給食費・学用品費等を補助します。	学務課
11	日立市奨学金	高等学校や大学・専門学校がなどに就学するための資金を貸し付けます。	教育総務課
12	住居確保給付金(生活困窮者自立支援制度)	生活困窮者自立相談の中で、離職等により住居を失った方(又は失う恐れの高い方)に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	生活支援課
13	生活福祉資金・社会福祉資金貸付事業	急な出費や日常生活に困っている世帯の様々な生活相談に応じ、資金貸付を行います。	社会福祉協議会

重点対象3**休職者・無職者・失業者**

失業は自殺のリスク要因の1つであり、本市においても令和元年から令和5年までの自殺者全体に占める無職者の割合は、有職者の1.5倍に上ります。

休職や無職、失業状態に至った背景は、社会経済状況や雇用環境の悪化のほか、心身の課題や障害、職場の人間関係などの問題から就労が困難になるなど、社会や個人の状況により様々に異なることから、そうした状況を踏まえての丁寧な対応が求められます。

また、地域やその他の場所で親密な人間関係や居場所等を有していない場合、失業によって経済生活面での困難のみならず、職場での人間関係を失うことで社会的なつながりが断たれ、孤独や孤立状態に陥るリスクも高まります。

そのため休職者や無職者、失業者に対する自殺対策を、生活困窮者支援や孤独・孤立対策等の各種関連施策等とも連携させながら、包括的に推進します。

No.	取組・事業	内容	担当
1	日立市自立相談サポートセンター【再掲】	生活困窮者の自立に関する総合的な相談・支援を関係機関・団体と連携して行います。	社会福祉協議会 (生活支援課)
2	若年者の就労相談【再掲】	若年者への就労支援として、若年者の就労相談・就職面接会・就労支援セミナー等を実施します。 雇用センター多賀(日立市版ハローワーク)において、就労に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	商工振興課 (雇用センター多賀)
3	地方版ハローワーク(雇用センター多賀)設置運営事業【再掲】	雇用の維持・確保のため日立市版ハローワーク「雇用センター多賀」を設置し、ハローワーク日立などの関係機関と連携しながら、無料職業紹介など就労支援を行います。	商工振興課 (雇用センター多賀)
4	障害者の就業・生活相談【再掲】	ハローワークや関係機関と連携し、障害者の就業や生活面での相談に応じます。	障害者就業・生活支援センター まゆみ
5	生活福祉資金・社会福祉資金貸付事業【再掲】	急な出費や日常生活に困っている世帯の様々な生活相談に応じ、資金貸付を行います。	社会福祉協議会

No.	取組・事業	内 容	担当
6	地域包括ケアシステム事業の推進【再掲】	誰もが、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」等を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進します。	高齢福祉課 生活支援課 健康づくり推進課 障害福祉課 社会福祉協議会
7	孤独・孤立対策の推進	「孤独・孤立に悩む人を誰ひとりとして取り残さない社会」を目指し、当事者等の状況に応じた施策を実施するための検討のほか、孤独・孤立対策を推進する体制づくりに努めます。	福祉総務課

重点対象4**女性**

女性への対策は、予期せぬ妊娠等に伴う心身面への影響の軽減や、産後うつ対策などの妊産婦への支援、家庭に居場所がない場合の支援、性暴力やDV被害に係る相談体制等の拡充、子育て中の女性に対する就労その他各種相談支援の提供などが考えられます。

当人の年代や就労状況、婚姻状況や周囲との関係性等により、直面し得る課題は様々に異なるため、それらを踏まえた、きめ細かな支援策を提供します。

No.	取組・事業	内容	担当
1	女性生活相談 【再掲】	日立市女性センターにおいて、女性生活相談員が、女性の生活全般に関する相談（結婚、離婚、仕事、対人関係、家庭生活、DV等）を受け付けます。	女性若者支援課
2	女性、男性、性的マイノリティ相談【再掲】	様々な不安や困難、生きにくさに対し、臨床心理士等の資格を持つ相談員が各種相談に応じます。 ・女性カウンセリング相談 ・男性SNS相談 ・性的マイノリティ相談	女性若者支援課
3	女性相談 【再掲】	女性相談支援員が、家庭生活の破綻、困窮等により保護や援助を必要とする女性に対して、DV防止法を有効に活用し、関係機関と連携を図りながら、相談、保護等、必要な支援を行います。	生活支援課
4	日立市男女共同参画審議会	本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「ひたち男女共同参画計画」の策定と進捗管理を行い、関係機関等と連携した施策を推進します。	女性若者支援課
5	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けて、住民と共に考え行動する参画型イベントの開催や情報紙を発行することによって、広く男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、DV対策等に関して、市民への意識啓発や情報提供を行います。	女性若者支援課
6	女性人材育成事業	女性の職業生活への意欲を向上させ、資質の向上を図ります。	女性若者支援課

No.	取組・事業	内 容	担当
7	女性の就業専門資格取得等補助事業	出産・育児・介護などのために離職した女性や就業したことの無い女性の就業を応援するため、資格取得経費の一部を補助します。	女性若者支援課
8	女性の就業支援講座	今後の就業を希望している女性が、意欲に見合った形で能力を生かすための講座等を行います。	女性若者支援課
9	リカレント教育プレイベント開催事業	大人になってからも学び直しができるリカレント教育を開催します。	女性若者支援課
10	日立市子育て世代包括支援センター(すこやかひたち)利用者支援事業の推進	担当課の連携により、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない相談支援を行い、母子保健サービスと子育て支援サービスの一体的な提供を行うとともに、産科及び精神科等医療機関や関係機関との連携により、情報共有と支援体制を充実させ、様々なリスクを抱える妊産婦や子育て家庭への支援を行います。	健康づくり推進課 子どもセンター 子育て支援課 子ども施設課
11	家庭児童相談、こども家庭センター【再掲】	家庭相談員とケースワーカーが家庭や児童に関する相談に応じ、助言指導を行うとともに、必要に応じて専門的な機関へつなげます。 児童福祉と母子保健が連携して、妊産婦やこども、子育て世帯に対する相談支援を行います。	子育て支援課 家庭児童相談室 健康づくり推進課
12	妊娠・出産・育児の総合相談	子育て世代包括支援センター(すこやかひたち)において、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談と支援を行います。	健康づくり推進課 子どもセンター 子育て支援課 子ども施設課
13	育児相談【再掲】	0歳児の広場、離乳食教室、幼児健診(1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診)等において育児相談を行います。 保育園・幼稚園・認定こども園において、保育士や幼稚園教諭等が子育てに関する相談等を行います。	健康づくり推進課 子ども施設課
14	子育て支援拠点での相談【再掲】	子育て支援センターや子育て広場等において、乳幼児のいる保護者同士の交流の場、情報交換や子育てに係る相談を行います。	子育て支援課 子ども施設課

No.	取組・事業	内 容	担当
15	乳児家庭全戸 訪問【再掲】	新生児・乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師等が訪問し、相談や情報提供を行う「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施します。	健康づくり推進課
16	産後ケア事業 【再掲】	出産後、心身の不調や育児不安などにより支援が必要な母子を、通所や宿泊により、心身のケアと育児サポートを行い支援します。	健康づくり推進課
17	産前・産後ママ サポート事業 【再掲】	妊娠期から産後12歳未満の子どもがいる家庭に対し、切れ目のない子育て支援を行うため、必要に応じて自宅でのヘルパーによる家事支援・育児支援を行います。	子育て支援課
18	乳幼児健康診査	乳幼児の年齢に応じた発育・発達を促すために、基本的な生活習慣、むし歯予防、栄養等について、正しい知識の啓発を行います。	健康づくり推進課
19	妊産婦健康診査	妊娠中や出産後の定期的な健康診査によって、母体や胎児の健康を確保します。	健康づくり推進課
20	マタニティ子育て タクシー費用 助成事業	妊産婦又は乳児が、健康診査・出産時や予防接種で市内の医療機関に通院する際のタクシー料金の一部を助成します。	健康づくり推進課
21	日立市母子家庭等 高等職業訓練促進 給付金等事業	就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年6か月以上就学する際の給付金を支給します。	子育て支援課

重点対象5

子ども・若者

令和3年の厚生労働省「人口動態統計」では、10歳～39歳における死因順位の1位が「自殺」であることが明らかとなっています。また、小中高生の自殺については、本市では少ない状況が続いていますが、全国では令和4年の自殺者数が過去最多の514名に上っており、令和5年も高い水準が続いています。

本市としても、子ども・若者のコミュニケーション手段として広く普及しているSNSを活用した相談体制の充実を図るとともに、こども家庭庁など国の施策を踏まえ、子どもや家庭が抱える様々な複合的課題に対して包括的に推進します。

No.	取組・事業	内容	担当
1	青少年の悩みごと面接相談・ひたちコドモでんわ【再掲】	青少年（20歳未満）やその保護者等からの相談を、電話や面談により行います。	女性若者支援課
2	教育相談【再掲】	中学校を拠点に教育相談員を配置し、小・中・義務教育学校全校において、児童生徒、保護者及び教職員が相談できる体制を整備することで、不登校や発達障害など、教育上の課題の早期解決を目指すとともに、不登校児童生徒への家庭訪問などの支援を行います。	教育研究所
3	こども発達相談【再掲】	こども発達相談センターにおいて、発達障害や教育上の悩みがある幼児や児童生徒及びその保護者の総合的な相談窓口として、早期から一貫した相談・支援を行い、園や学校生活に対する不安を軽減し、心身の成長を促します。	教育研究所
4	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援【再掲】	生活に困窮している世帯の子どもに対し、学習習慣の定着や学力の向上を目的として学習支援事業を実施します。	生活支援課
5	ライフプラン教育【再掲】	高校生を対象として、医師会、助産師会等と連携し、心身の健康や妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を図ります。	健康づくり推進課
6	放課後子ども教室【再掲】	放課後等の教室・校庭・体育館などの学校施設を有効に活用し、全ての子どもが、放課後等に安全に活動できる場を確保するとともに、学習や様々な体験、地域住民との交流活動の充実を図ります。	生涯学習課

No.	取組・事業	内 容	担当
7	放課後児童クラブ 【再掲】	放課後や学校休業日に、保護者が就労等により家庭にいない児童（小学生）に、クラブ室等において、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。	子育て支援課 生涯学習課
8	障害児児童クラブ 【再掲】	日立特別支援学校等に就学している児童・生徒の、放課後や長期休暇中の活動の場を確保するとともに、保護者の就労などにかかる負担の軽減と子育て支援を図ります。	障害福祉課 子育て支援課
9	地域子ども食堂への運営支援 【再掲】	地域住民が自ら作った食事を通じて、子どもと住民が交流できる地域子ども食堂の運営を支援し、子どもが健やかに成長できる環境づくりを行います。	社会福祉協議会 （生活支援課）
10	不登校児童生徒への支援（適応指導教室の運営） 【再掲】	適応指導教室「ちゃれんじくらぶ」を設置し、不登校の児童生徒を対象に、社会生活への自立の支援、学校への復帰を目標とした学習等の援助を行います。	教育研究所
11	未来パスポート※の活用 【再掲】	子どもたち誰もが持っている「自分のよさ」に気付き、自己肯定感・自己有用感を高め、お互いに認め合いながら未来を切り拓いていく子どもを育てます。	指導課
12	いのちの教育 【再掲】	医師、助産師、等が自他ともに大切にし、いのちをつないでいくことなど、いのちのかけがえなさ、大切さ、すばらしさを伝える「いのちの教育」を実施します。	指導課 健康づくり推進課
13	長期欠席（不登校等）児童生徒に対する援助指導状況の調査【再掲】	長期欠席（不登校等）児童生徒に対する援助指導状況を調査し、児童生徒、保護者への援助指導支援の充実及び教員の指導力向上を図ります。	指導課
14	よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査（WEBQU）の実施と活用 【再掲】	学校生活における児童生徒一人一人の意欲や満足度を分析することにより、支援を要する児童生徒やトラブルを抱えた児童生徒を特定し、不登校やいじめの未然防止・早期発見を図ります。また、学級集団の状態を分析し、よりよい学級集団づくりを推進します。	指導課
15	日立市いじめ調査【再掲】	生活アンケートや個別指導をもとに、いじめの事実の有無及び指導内容を確認し、児童生徒、保護者及び教員を支援します。	指導課

No.	取組・事業	内 容	担当
16	SOSの出し方及び受け止め方に関する教育の推進【再掲】	各教科等の授業の一環として、保健師、社会福祉士、スクールカウンセラー等を活用したSOSの出し方及び受け止め方に関する教育を推進します。	各小・中学校 (指導課)
17	就学援助と特別支援教育就学奨励費補助に関する事務【再掲】	経済的理由により就学が困難な場合や、特別支援学級に在籍し、一定の収入基準を満たす場合には、給食費・学用品費等を補助します。	学務課
18	ひたち生き生き百年塾への運営支援	生涯にわたる健康づくりや生きがいつくりなど、それぞれの関心に応じて学習できる機会の充実を図ります。	生涯学習課
19	日立市子ども会育成連合会の運営支援	子ども会育成連合会の活動を調整補助し、地域住民の使命感を高めて、時代を担う青少年の健全な育成を図ります。	生涯学習課
20	豊かな体験支援事業	小中学生を対象に、土曜日や長期休業期間(夏休み等)に、地域の団体等の協力を得て、各種の体験事業を実施します。	生涯学習課
21	職業探検少年団への活動支援	子どもたちが興味のある職業を年間プログラムで体験することにより、見ただけでは分からない、働くことの大切さや楽しさを学びます。	生涯学習課
22	スポーツ少年団の活動支援	スポーツを楽しみながら、異年齢での集団活動や自主・自立的な活動により青少年の健全な心と体を育てます。	スポーツ振興課
23	日立市奨学金【再掲】	高等学校や大学・専門学校がなどに就学するための資金を貸し付けます。	教育総務課
24	文化少年団への活動支援	子どもたちが関心ある内容を自由に選択し、様々な文化に触れ、体験します。	文化・国際課

No.	取組・事業	内 容	担当
25	日立市遺児福祉金	父又は母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対し、経済的支援を行います。	子育て支援課
26	障害児通所支援	児童福祉法に基づき、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の給付を行います。	障害福祉課
27	若者資格取得補助事業	若者の更なる能力向上（キャリアアップ）や就業機会の拡大を応援するため、各種資格の取得に係る経費の一部を補助します。	女性若者支援課
28	若年者の就労相談【再掲】	若年者への就労支援として、若年者の就労相談・就職面接会・就労支援セミナー等を実施します。 雇用センター多賀（日立市版ハローワーク）において、就労に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	商工振興課 （雇用センター多賀）
29	女性、男性、性的マイノリティ相談【再掲】	様々な不安や困難、生きにくさに対し、臨床心理士等の資格を持つ相談員が各種相談に応じます。 ・女性カウンセリング相談 ・男性SNS相談 ・性的マイノリティ相談	女性若者支援課

3 生きる支援の関連取組

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として、市全体で取り組む必要があります。

「基本施策」以外の取組であって、自殺対策としての関連性が見いだせる取組を「生きる支援の関連取組」とします。

関係各課のそれぞれが自殺対策の施策の一翼を担っているとの意識を深め、各取組を有機的に連携させながら推進します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

No.	取組・事業	内容	担当
1	日立市高齢者政策推進会議【再掲】	本市の高齢者を取り巻く様々な課題を解決するための施策を示す「日立市高齢者保健福祉計画」の策定及び進捗管理を行い、関係機関等と連携した施策を推進します。	高齢福祉課
2	在宅医療・介護連携推進協議会【再掲】	地域で安心して暮らす上で必要な医療・介護を、切れ目なく受けられる体制の整備を目指し、医療機関や介護事業所等の関係機関を構成員とする委員会を開催し、在宅医療・介護推進事業に関する協議、承認を行います。	高齢福祉課
3	日立市地域ケア会議【再掲】	保健・医療・福祉・地域の現場職員を中心に、市の地域課題等への対応についての協議・検討を行うとともに、情報・意見交換をとおしてお互いの連携強化を図り、地域ネットワークの構築を推進します。	高齢福祉課
4	日立市地域福祉計画推進委員会	本市の地域福祉に関する様々な課題を解決するための施策を示す「日立市地域福祉推進計画」の策定及び進捗管理を行い、関係機関等と連携した施策を推進します。	生活支援課
5	日立市子ども・子育て会議	本市の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するための施策を示す「日立市子ども計画」の策定及び進捗管理を行い、関係機関等と連携した施策を推進します。	子育て支援課
6	日立市男女共同参画審議会【再掲】	本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「ひたち男女共同参画計画」の策定と進捗管理を行い、関係機関等と連携した施策を推進します。	女性若者支援課
7	元気ひたち健康づくり市民会議	本市の市民生活に根差した健康づくりの行動計画である「ひたち健康づくりプラン 21」の策定と進捗管理を行い、関係機関等と連携した施策を推進します。	健康づくり推進課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

No.	取組・事業	内 容	担当
1	食生活改善推進員の養成	食生活改善推進員の養成・育成を通じて、地域住民の食生活の改善を図ることにより、生活習慣病等を予防するとともに、健康寿命の延伸を目指します。	健康づくり推進課
2	健康づくり推進員の養成	運動等健康づくりに関心のある市民を健康づくり推進員として養成し、習得した知識や技術を各コミュニティに普及させることにより、地域主体の健康づくり推進体制の強化を図ります。	健康づくり推進課
3	認知症サポーターの養成 【再掲】	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する「認知症サポーター」を養成します。また、更なる知識の向上を図り、ステップアップした「ひたちオレンジパートナー」を養成します。	高齢福祉課

(3) 市民への啓発と周知

No.	取組・事業	内 容	担当
1	男女共同参画推進事業 【再掲】	男女共同参画社会の実現に向けて、住民と共に考え行動する参画型イベントの開催や情報紙を発行することによって、広く男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、DV対策等に関して、市民への意識啓発や情報提供を行います。	女性若者支援課
2	健康カレンダーやホームページを活用した情報発信	健康カレンダー、市報、ホームページ等を活用し、心とからだの健康相談等についての情報発信を行います。	健康づくり推進課
3	介護予防啓発事業【再掲】	介護予防及び介護保険制度の普及促進を図ることを目的に、介護している方への支援や介護予防の取組への支援を行います。	介護保険課 健康づくり推進課
4	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	児童虐待の未然防止、早期発見のために、市民等へ広報、啓発活動を実施します。	子育て支援課
5	障害者虐待防止対策支援事業	権利擁護や虐待の未然防止、早期発見について、市民等への広報、啓発活動を実施します。	障害福祉課

(4) 生きることの促進要因への支援

No.	取組・事業	内 容	担当
1	就学援助と特別支援教育就学奨励費補助に関する事務【再掲】	経済的理由により就学が困難な場合や、特別支援学級に在籍し、一定の収入基準を満たす場合には、学用品費等を補助します。	学務課
2	ひたち生き生き百年塾への運営支援【再掲】	生涯にわたる健康づくりや生きがいつくりなど、それぞれの関心に応じて学習できる機会の充実を図ります。	生涯学習課
3	日立市子ども会育成連合会の運営支援【再掲】	子ども会育成連合会の活動を調整補助し、地域住民の使命感を高めて、時代を担う青少年の健全な育成を図ります。	生涯学習課
4	豊かな体験支援事業【再掲】	小中学生を対象に、土曜日や長期休業期間（夏休み等）に、地域の団体等の協力を得て、各種の体験事業を実施します。	生涯学習課
5	職業探検少年団への活動支援【再掲】	子どもたちが興味のある職業を年間プログラムで体験することにより、見ただけでは分からない、働くことの大切さや楽しさを学びます。	生涯学習課
6	スポーツ少年団の活動支援【再掲】	スポーツを楽しみながら、異年齢での集団活動や自主・自立的な活動により青少年の健全な心と体を育てます。	スポーツ振興課
7	日立市奨学金【再掲】	高等学校や大学・専門学校がなどに就学するための資金を貸し付けます。	教育総務課
8	買い物弱者支援対策事業	高齢化率が高い地域等で、移動販売車両の巡回により買い物困難地域の解消を図ります。	商工振興課
9	金融支援対策事業	中小企業者を対象に、低利での融資のあっせんを行います。また、対象の融資制度について信用保証料及び利子の補給を行います。このほか、緊急保証制度活用事業者への認定を行います。	商工振興課

No.	取組・事業	内 容	担当
10	文化少年団への活動支援【再掲】	子どもたちが関心ある内容を自由に選択し、様々な文化に触れ、体験します。	文化・国際課
11	救急医療体制の整備	初期（休日緊急診療所）、二次（病院群輪番制病院・救急告示病院）、三次（救命救急センター）救急医療体制により、休日や夜間の救急患者の診療を確保します。	地域医療対策課
12	健康診査事後指導事業	健康診査の結果に応じて、生活習慣病予防・重症化予防の保健指導を行います。（健診会場での面接・訪問指導）	健康づくり推進課
13	乳幼児健康診査【再掲】	乳幼児の年齢に応じた発育・発達を促すために、基本的な生活習慣、むし歯予防、栄養等について、正しい知識の啓発を行います。	健康づくり推進課
14	訪問指導事業	生活習慣病予防のための指導が必要な方、健康増進、介護予防、療養上のために保健指導が必要な方やその家族を対象に、その家庭を訪問し、個々の生活状況に応じた保健指導を行います。	健康づくり推進課
15	妊産婦健康診査【再掲】	妊娠中や出産後の定期的な健康診査によって、母体や胎児の健康を確保します。	健康づくり推進課
16	不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊治療）に対し助成を行います。	健康づくり推進課
17	マタニティ子育てタクシー費用助成事業【再掲】	妊産婦又は乳児が、健康診査・出産時や予防接種で市内の医療機関に通院する際のタクシー料金の一部を助成します。	健康づくり推進課
18	養育医療給付	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その治療に要する医療費を公費により負担します。	健康づくり推進課

No.	取組・事業	内 容	担当
19	高齢者おでかけ支援事業【再掲】	介護予防事業への参加や閉じこもり予防を目的にしたタクシー乗車費の助成と路線バス運賃カードの割引販売を70歳以上の高齢者に対して行います。(一部対象制限あり)	高齢福祉課
20	おかえりマークの配布【再掲】	事前に申請することにより、登録番号のついたアイロンシールを靴や洋服等に取り付けておくことで、認知症高齢者の行方不明時に登録番号から身元が分かり、早期に家族等へ連絡が可能になります。	高齢福祉課
21	徘徊SOSネットワーク事業【再掲】	FAXによるネットワークなどを活用し、警察・消防や市内約400事業所と連携して、日ごろの業務の中で行方不明高齢者の見守りを強化するなどの協力を得て、速やかな発見・保護につなげます。	高齢福祉課
22	認知症等高齢者の家族支援事業(GPS端末を活用した見守り支援サービス)【再掲】	認知症等により帰宅が困難になるおそれのある高齢者に対し、介護保険制度(福祉用具貸与)のGPS端末を装着する専用靴購入費用の一部について、市が助成します。	高齢福祉課
23	認知症初期集中支援チーム【再掲】	認知症の方とその家族に対する初期の支援を、保健師・看護師・介護福祉士等で構成された専門職のチームと認知症サポート医で連携し、認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていけるよう取り組みます。	高齢福祉課
24	介護予防・生活支援サービス事業【再掲】	事業対象者及び要支援者に対し、「訪問型サービス(訪問介護)」及び「通所型サービス(通所介護)」を提供します。	高齢福祉課
25	福祉バス運行事業【再掲】	老人クラブ等の研修及び交流のために福祉バスを運行し、高齢者の教養向上や生きがいがづくり、社会参加を促進します。	高齢福祉課
26	老人保護措置事業【再掲】	身体や精神、経済的理由等によりで、自宅での生活が困難な高齢者に対し養護老人ホームへの入所手続を市が行います。	高齢福祉課
27	生きがい施策(老人クラブへの活動助成)【再掲】	老人クラブ(市内在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費を助成します。	高齢福祉課

No.	取組・事業	内 容	担当
28	訪問理美容費助成事業【再掲】	要介護3、4、5の認定を受けている在宅の高齢者又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている在宅の重度身体障害者の方を対象に、訪問理美容の出張に要する経費（相当額）の一部を助成します。	高齢福祉課 障害福祉課
29	寝具洗濯乾燥消毒費助成事業【再掲】	要介護3、4、5の認定を受けている在宅の高齢者又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている在宅の重度身体障害者の方を対象に、寝具（掛布団、敷布団、毛布、ベッドパッド）のクリーニングに係る費用の一部を助成します。	高齢福祉課 障害福祉課
30	介護予防住宅改修助成事業【再掲】	介護保険制度の要支援・要介護認定を受けていない虚弱高齢者を対象に、段差解消等転倒予防に資する住宅改修費用の一部を助成します。	高齢福祉課
31	家族介護用品購入費助成事業【再掲】	要介護4又は要介護5の認定を受けた在宅の高齢者を常時介護している方（ただし、高齢者及び介護者ともに市民税非課税世帯の方に限ります。）を対象に、介護用品を購入するための費用の一部を助成します。	高齢福祉課
32	在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業【再掲】	寝たきりの状態又は認知症の状態が6か月以上継続している高齢者と同居し、常時介護している方を対象に、介護慰労金を支給します。	高齢福祉課
33	介護サービス	要介護認定を受けた方に対し、居宅介護支援・通所介護・通所リハビリテーション・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・特定施設入居者生活介護・福祉用具貸与・短期入所生活／療養介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・認知症対応型通所介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・地域密着型通所介護を保険給付します。	介護保険課
34	介護予防サービス	要支援1・2の認定を受けた方に対し、介護予防支援・基準型通所介護・介護予防通所リハビリテーション・基準型訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防特定施設入居者生活介護・介護予防福祉用具貸与・介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護・介護予防小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型通所介護を保険給付します。	介護保険課
35	特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）	福祉用具の中で、入浴や排せつに関する用具など貸与に適さないもの又は入浴や排せつなど生活機能の向上や介護を予防するために必要な福祉用具について、その購入費（上限額10万円）の9割、8割又は7割を保険給付します。	介護保険課

No.	取組・事業	内 容	担当
36	住宅改修費支給 (介護予防住宅)	在宅での自立支援を積極的に促進するため、要介護者が現に住んでいる住宅の改修を行った場合又は利用者の介護予防や生活動作の向上に必要な住宅の改修を行った場合、その工事費(上限額20万円)の9割、8割、又は7割を保険給付します。	介護保険課
37	介護相談員派遣 事業	介護サービス利用者や介護者の疑問や不満、不安を受け付け、問題の改善や介護サービスの質的向上と適正化を図ります。	介護保険課
38	医療福祉費支給 制度	小児、妊産婦、母子・父子家庭、心身障害者の医療費を助成します。「小児、妊産婦、母子・父子家庭」については所得制限を廃止し、「小児」については高校生相当まで対象拡大をするとともに、自己負担金及び入院時食事代の助成を行い、父母の経済的負担を軽減します。	国民健康保険課
39	老人性白内障 手術後の補助眼 鏡等費用助成 事業【再掲】	白内障の手術後は遠近のピントを合わせることが難しくなるため、補助眼鏡等の購入費用を助成し、高齢者の福祉の増進を図ります。	国民健康保険課
40	日立市母子家庭 等高等職業訓練 促進給付金等 事業【再掲】	就職に有利で、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で6か月以上就学する際の給付金を支給します。	子育て支援課
41	児童扶養手当	母子・父子家庭等に対し、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
42	日立市遺児福祉 金【再掲】	父又は母若しくは両親が死亡した義務教育終了前の児童の養育者に対し、経済的支援を行います。	子育て支援課
43	児童手当	高校生年代までの児童を対象として、児童手当法に基づき支給します。	子育て支援課
44	ファミリー・ サポート・セン ター	保育施設や学校への送迎、病後児や宿泊を含めた子ども一時預かりなど、様々な家庭支援を相互援助により実施します。	子育て支援課

No.	取組・事業	内 容	担当
45	市営住宅の維持管理	住宅に困窮する低額所得者に対して市営住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、市民の生活安定と社会福祉の増進に寄与します。	市営住宅課
46	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の自立を助長します。	生活支援課
47	住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）【再掲】	生活困窮者自立相談の中で、離職等により住居を失った方（又は失う恐れの高い方）に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。	生活支援課
48	生活福祉資金・社会福祉資金貸付事業【再掲】	急な出費や日常生活に困っている世帯の様々な生活相談に応じ、資金貸付を行います。	社会福祉協議会
49	特別児童扶養手当	精神又は身体に障害のある20歳未満の子どもを家庭で監護する方に手当を支給します。	障害福祉課
50	障害児福祉手当	精神又は身体に重い障害のある20歳未満の子どもに手当を支給します。	障害福祉課
51	日立市特別福祉手当	身体又は精神に重度の障害のある方等に、市独自の手当を支給します。	障害福祉課
52	特別障害者手当	心身又は精神の障害が、重複又は著しく重度の状態にあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。	障害福祉課
53	日立市難病患者福祉手当	難病患者の福祉の増進を目的に、茨城県から一般特定疾患医療受給者証若しくは指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている難病患者又はその保護者に手当を支給します。	障害福祉課

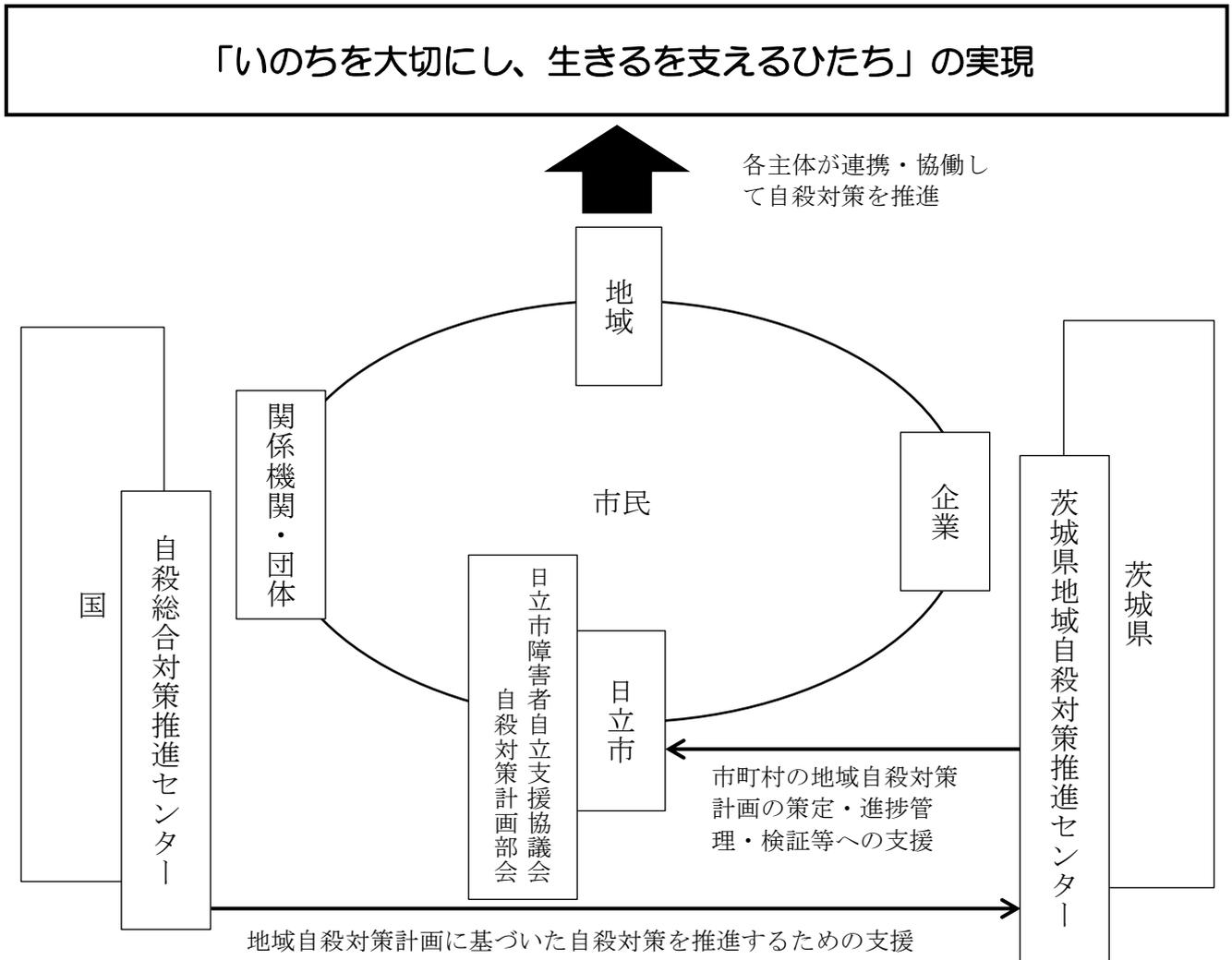
No.	取組・事業	内 容	担当
54	自立支援医療 (更生医療)	身体に障害のある18歳以上の方で、障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療にかかる医療費について、自己負担分を原則1割にします。	障害福祉課
55	自立支援医療 (育成医療)	身体に障害のある18歳未満の方で、その障害の除去・軽減のために受ける医療にかかる医療費について、自己負担分を原則1割にします。	障害福祉課
56	自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患等にかかる通院医療費の自己負担分を原則1割にします。	障害福祉課
57	障害福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A及びB型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助・相談支援などの給付を行います。	障害福祉課
58	障害児通所支援 【再掲】	児童福祉法に基づき、児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援などの給付を行います。	障害福祉課
59	補装具費の支給	身体障害者(児)及び難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入又は修理に係る費用の一部を公費で負担します。	障害福祉課
60	日常生活用具の給付	障害者(児)又は難病患者に対して、安全かつ容易で実用性のある日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	障害福祉課
61	聴覚障害者用 ファクシミリ等の貸与及び使用料助成	聴覚に障害のある方に対し、ファクシミリ等の貸与及び使用料を助成することにより、コミュニケーションを促進し、福祉の増進を図ります。	障害福祉課
62	重度障害者(児) 住宅リフォーム 助成事業	トイレ、浴室バリアフリー化、段差の解消など、住宅の改造又は設備の整備に要する経費の一部を助成することで、障害者の在宅生活を支援し、福祉の増進を図ります。	障害福祉課

No.	取組・事業	内 容	担当
63	心身障害者通院 通所交通費助成	障害者（児）が治療のために医療機関や機能回復訓練施設へ通院、通所、又は短期入所施設へ入所（退所）する場合、タクシー利用料金の一部を市が助成し、福祉の増進を図ります。	障害福祉課

第5章 推進体制

1 推進体制

本計画の基本理念である「いのちを大切にし、生きるを支えるひたち」の実現を目指し、市や関係機関・団体、地域、企業、市民等が連携・協働し、それぞれの立場で役割を果たしながら計画の推進を図ります。



2 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、P l a n（計画の策定・見直し）、D o（施策の実施・運用）、C h e c k（施策の検証）、A c t i o n（改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。

なお、計画の進行管理については、日立市における障害者施策の諮問機関である「日立市障害者自立支援協議会」内において、自殺対策計画の策定及び進捗状況の検証を行うための専門部会として設置した「自殺対策計画部会」において進行管理を行います。

●計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



3 数値目標

計画期間内に達成すべき目標として、数値目標を設定します。

**令和 11 (2029) 年の年間自殺死亡率※を人口 10 万人当たり
10.3 人以下にする。**

※ 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺による死亡者数

〈数値目標の根拠〉

国は、自殺総合対策大綱において、自殺死亡率について「先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和 8 (2026) 年までに、自殺死亡率を平成 27 (2015) 年に比べて 30% 以上減少」という数値目標を掲げています。これは、全国の自殺死亡率を平成 27 (2015) 年の 18.5 人から令和 8 (2026) 年までに 13.0 人以下にするというものです。

本市においても、国と同様、令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 (2015) 年の 14.8 人と比べて 30% 以上減少となる 10.3 人以下にすることを旨し、第 2 次計画の最終年である令和 11 年までこの数値目標を維持します。

なお、目標が早期に達成された場合は、計画期間内において新たな目標を設定するものとします。

4 評価指標

施策	指標 (出典等)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化	あんしん・安全ネットワーク 事業支援者数 (1チームの平均人数) (日立市地域福祉推進計画)	2.2人	2.9人
【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修会の 年間の受講者数	43人	100人
【基本施策3】 市民への啓発と周知	ゲートキーパーを知っている 人の割合 (日立市自殺対策計画策定 のためのアンケート調査)	11%	20%以上
	自殺予防講演会の年間の参加 人数	63人	150人
【基本施策4】 生きることの促進要因への 支援	健康であると思う高齢者の割合 (ひたち健康づくりプラン21)	81.5% (令和4年度)	83.1% (令和10年度)
	育てにくさを感じたときに対処 できる親の割合 (ひたち子どもプラン2025)	86.1%	90%
	就業専門資格取得等補助を受け て就業した女性の人数 (第4次ひたち男女共同参画計画)	4人	15人
【基本施策5】 児童生徒のいのちの大切さ を実感できる教育の推進	学校生活に満足している割合 (日立市学校教育振興計画)	小学校 61.6% 中学校 59.7%	小学校 70.0% 中学校 70.0% (令和10年度)

第2次いのちを支える日立市自殺対策計画

令和7年(2025)年3月

発行 日立市

編集 日立市 保健福祉部 障害福祉課

〒317-8601

茨城県日立市助川町1-1-1

電話 0294-22-3111(代表)

IP電話 050-5528-5075

FAX 0294-22-3011

E-mail shogai@city.hitachi.lg.jp